

## むつ市議会第184回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成17年7月1日(金曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(5)3番 横 垣 成 年 議員

(6)29番 工 藤 孝 夫 議員

(7)60番 慶 長 徳 造 議員

(8)14番 鎌 田 ちよ子 議員

(9)53番 濱 田 栄 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（51人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	10番	新谷功肇
11番	高田正俊	12番	佐々木肇
13番	石田勝弘	14番	鎌田ちよ子
15番	菊池広志	20番	中村正志
21番	斉藤孝昭	22番	宮下順一郎
23番	赤松功	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	31番	徳誠
33番	半田義秋	35番	東健而
36番	坂井一利	38番	松野裕而
39番	東谷正司	40番	東谷良久彦
41番	佐々木隆徳	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
48番	佐藤司	49番	澤藤一雄
50番	千賀武由	51番	目時睦男子
52番	田高利美	53番	濱田栄子
55番	菊池清均	56番	澤田博文
57番	柏谷均	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造
61番	池田正利	62番	杉本清記
63番	久保田昌司	64番	川端一義
65番	服部清三郎		

欠席議員（14人）

7番	村中徹也	9番	小林正
16番	野呂泰喜	17番	木村亀治
18番	川端澄男	19番	富岡修
24番	工藤直義	32番	飛内賢司
34番	牛滝春夫	37番	板井磯美
42番	立石政男	43番	竹本強
47番	千船司	54番	堺孝悦

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十 四 夫	選委會員職務代理	佐々木	鉄郎
農委會員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教委事務	新谷	加水	公企業局 菅長	新谷	博仁
監査委員	小川	照久	総務部・課長	佐藤	節雄
企画部長	工藤	武勝	選委會員職務	大芦	清重
むつ地区農務員局長	西山	肇	企画課長	奥島	慎一
企画課長	下山	益雄	川所内長	佐藤	吉男
大庁舎所 畑長	中嶋	康夫	脇野所 沢長	千船	藤四郎
総務課 部長佐	濱田	賢一	総務政 部課係査	中野	敬三

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
総括主幹	飛内	啓一	主幹	柳田	諭
庶務係長	古川	俊子	庶務主任	濱村	勝義
調査係 査査	青山	諭	議事 係事	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時05分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は52人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長(宮下順一郎) 日程第1 一般質問を行います。

今日は、横垣成年議員、工藤孝夫議員、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

## 横垣成年議員

○議長(宮下順一郎) まず、横垣成年議員の登壇を求めます。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) おはようございます。日本共産党、横垣成年、むつ市議会第184回定例会に当たり一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点目として使用済燃料中間貯蔵施設

についてであります。市長は、2年前のちょうど6月定例会で同施設の誘致を表明いたしました。私自身、説明を聞けば聞くほど永久貯蔵施設になるのではないかと不安が増すばかりであります。なぜなら5月19日の県原子力懇話会で、50年後の搬出先について問われ、東京電力はどことも言えぬと搬出先を明らかにできないことを白状したからであります。こんな状態で永久貯蔵施設とならない担保がとれたと言えるのでしょうか、お聞きいたします。

また、再処理が前提の中間貯蔵施設といえます。再処理が順調に行われなかったということは、まさに前提が崩れ、一たん運び込まれたものの行き先がないということですから、永久貯蔵施設になることは間違いないというものであります。市長は、再処理は問題なく行われるとお考えでしょうか、お聞きいたします。

第2点目として、東通原発稼働に伴うむつ市の対応についてであります。現在試運転の状態ですが、事故がたびたび起こっております。私の記憶ですと、軽微なものを含め、1月3回、2月1回、3月4回、4月2回、5月1回、6月1回とほぼ毎月事故が発生しております。六ヶ所再処理工場もさることながら、原発関連施設というものはこのようなものなのでありましょ。であるならば、何かあった場合の事故対策、住民への情報公開を常にしておく必要があります。

ハインリッヒの法則によりますと、大事故の背後には29の事故、29の事故の背後には300の軽微な事故が生じているとするものであります。現在事故の報告は、東通原発の方からファクスでむつ市の方へ届いていると思います。その報告を最低でも議員全員に知らせる必要があると思います。私は、さらに市民の不安を取り除く意味でも、むつ市政だよりに掲載するべきだと思います。何も事細かに書く必要はありません。二、三行ぐらい

で結構です。そして、市の方でも、ただ報告を受けるだけでなく、なぜ事故が生じたかを分析し、大事故に至らない事前の対応策を東通原発へ提言するような立場になることこそ市民に責任を持つ市政ではないでしょうか、お聞きいたします。

また、大事故の際、放射能の影響を一番受けやすい部分が、のどのあたりにある甲状腺です。その甲状腺を放射能から守ってくれるのがヨウ素剤というものであります。ヨウ素剤について、私は昨年と同じ6月定例会で質問をしています。東通原発が試運転を開始し、事故がたびたび起きているにもかかわらず、ヨウ素剤の配備等がどうなっているか明らかではありません。原発のある東通村役場のある幹部に、「ヨウ素剤の配布はどうなっていますか」と聞いたところ、「ヨウ素剤とは何ですか」と逆に質問をされました。事故は、ないにこしたことはありません。また、知らぬが仏という言葉もあります。住民の命と安全を守ることを第一とする自治体の幹部がそのような姿勢でありました。あいた口がふさがらないとはこのようなことを言うのでしょうか。

また、小泉総理大臣のように、やたら神経質になって、備えあれば憂いなしとし、鉄砲、戦車、ロケットなどの軍備に力を入れるというのも困りものであります。同じ備えでも軍備というものは、周りの国に脅威しか与えません。平和を壊す備えとなります。周りの人が鉄砲を持ち出したら、自分も安全のために鉄砲を持つという発想にしかありません。ヨウ素剤の場合は、全く違います。行政としては、こういうところにこそ備えあれば憂いなしとし、目くばせをする必要があるのではないのでしょうか。ヨウ素剤についての現状と配布体制についてお聞きいたします。

3点目として、小規模工事等契約希望者登録制度についてであります。同制度は、地方自治法第234条に基づく随意契約の創造的な運用を図るこ

とを目的に自治体が設け始めた制度です。同制度は、競争入札参加資格のない地元の業者で、小規模で簡易な工事などの受注、施工を希望する方を登録し、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度です。登録できる方は、市内に住所がある方というだけ、申請の仕方は、申請書に住民票、登記簿謄本を添付するということだけとまことに簡単であります。5月現在、日本全国では289自治体で実施され、県内でも青森市が実施しております。海外に工場を持つ業者はぼろもろうけで、我が世の春を謳歌しておりますが、地域を活動範囲としている業者やひとり親方などは仕事が減る一方、高くなる税金等の支払いもできず、大変な状況にあります。同制度実施により、新むつ市の地域経済活性化を図る考えはないものか、お聞きいたします。

第4点目として、むつ市政と財政問題についてであります。合併前の昨年7月に、合併後の財政シミュレーションを作成いたしました。財政シミュレーションでは、平成16年度単年度赤字8億2,900万円に対し、現在9億7,000万円、累積赤字が財政シミュレーションでは20億9,000万円に対し、現在22億7,700万円です。大して違いはないようです。しかし、平成17年度は単年度赤字、財政シミュレーション2億7,900万円に対し、予算は12億5,600万円です。予算と決算が違ふと言われればそれまでですが、違いが大き過ぎると思います。財政シミュレーションの見直しと実効ある財政計画の作成を求めたいと思います。

次に、むつ市政の諸問題でございます。なぜこのような大変な財政状況になったかであります。その原因と対策をどのように考えているかお聞きいたします。

以上、第1回目の質問といたします。よろしくお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設の諸問題についてのお尋ねであります。まず1点目の永久貯蔵にならない担保とはどのような担保かというご質問でございます。使用済燃料の貯蔵事業につきましては、原子炉等規制法の許可の対象事業となっており、この法律は貯蔵する燃料を施設から搬出することを前提としております。このため事業許可申請書に「貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法」を記載させることとなっており、これが確認されなければ事業許可がされない仕組みとなっております。したがって、貯蔵終了後、使用済燃料が中間貯蔵施設外に搬出されることは原子炉等規制法上担保されております。

このような中間貯蔵施設は、使用済燃料を最終的に再処理するまでの間の貯蔵施設であり、使用済燃料を永久的に貯蔵する施設ではないことは法制上明確であります。市といたしましても、貯蔵終了後に確実に搬出されることを担保すべく、今後事業者との間で結ぶ協定に使用済燃料の貯蔵期間については明記する考えを持っております。

また、現在知事判断に向け検討を行っている青森県においても、確実に搬出されることは重要との認識のもと、県民の安全、そして安心に重点を置いた観点から、適切に対処したいとの考えと伺っております。

ご質問の2点目は、原子力長期計画の中間取りまとめで全量再処理が前提の中間貯蔵施設となっているが、再処理は本当にされるのか、されなければたまり続けるのではないかとのご質問であります。原子力委員会長期計画策定会議においては、昨年11月、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウランなどを有効利用することを

基本方針とする」中間取りまとめが行われました。その中で、「当面は利用可能になる再処理能力の範囲で使用済燃料の再処理を行うこととし、これを超えて発生する使用済燃料は中間貯蔵する」とこととされ、「中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策は六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理に係る研究開発の進捗状況、不拡散をめぐる国際的な動向等を踏まえて、2010年ごろから検討を開始する」とされております。したがって、中間貯蔵された後の使用済燃料につきましても、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウランなどを有効利用する」という基本方針に従い、最終的にはすべてが再処理されることとなると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、東通原発稼働に伴うむつ市の対応についての1点目、大小にかかわらず事故の報告について、むつ市へは報告が来ているので、議員にも報告するべきではないか、また市政だよりも欄を設け、掲載するべきでないかのご質問であります。本年10月運転開始予定の東北電力東通原子力発電所1号機について、市では平成16年3月、東通原子力発電所隣接市町村住民の安全確保等に関する協定を締結いたしております。協定に基づき原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止するなどという異常事態が発生したときは、緊急時の連絡系統を通じて市にただちに連絡する項目と速やかに文書により報告するものがあります。協定締結後の当市への連絡は、5月4日発生した2次系配管の「復水器水室内のマンホールからの海水逆流」及び6月19日発生した1次系配管の「主蒸気隔離弁の不動作」等の計8件となっております。いずれの報告も原子炉の点検等で運転停止中のもの、またスイッチの動作不良によるものなどで、放射能等の漏れはなく、地域住民に対する影響はないものであります。市の広報の基

本的スタイルは、放射能漏れなどにより市民に対して重大な影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれのあるトラブル等に対しては即時即応の体制で広報活動を実施することであります。それ以外の軽微なトラブルにつきましては、報告を受けた後、内容によって市政だより等でお知らせするような対応になるということをご理解をいただきたいと存じます。

次に、緊急時のヨウ素剤配布体制についてのご質問であります。東通原子力発電所第1号機に係る緊急被曝医療用の安定ヨウ素剤の配備、保管は青森県の所管する事務となっており、地域防災計画で特に被曝の低減のための防護措置を講ずるべき地域として指定されている半径10キロメートルの範囲内に所在する二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢及び中野沢開拓の7地区の40歳未満の住民に配布できる数量としてヨウ化カリウムの粉末500グラム1本とヨウ化カリウムの丸薬1,000丸入り3箱がむつ保健所において保管されております。安定ヨウ素剤の配布体制については、該当する地域の住民に事前に配布するのではなく、有事の際、オフサイトセンターに設置された原子力災害合同対策協議会での決定に基づき、県が市の避難所等に設置する救護所等で医師の指示に従い、住民に配布服用させることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、小規模工事等契約希望者登録制度についてのご質問にお答えいたします。入札制度につきましては、さまざまな時代背景の中で課題と取り組んできておりますが、ご質問の同制度は、地方自治法第234条に基づく随意契約の創造的な運用を図ることを目的に自治体が設け始めた制度で、自治体が発注する土木、建築、電気、内装仕上げなど多岐にわたる小規模工事、修繕について指名競争入札の参加資格登録をしていない人にも登録することにより受注機会を得るといった制度であり

ます。当市において随意契約で発注しているいわゆる小規模工事修繕等につきましては、指名競争入札参加資格者を優先させながらも、地域実績等によりただいま申し上げました指名競争入札参加資格のない方にも運用いたしておるところでございます。今後においても物品購入も含めた随意契約による発注方法の工夫、運用を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政問題についてのお尋ねであります。まず、新市まちづくり計画で示した財政シミュレーションの収支不足額と今年度当初予算における歳入不足額との乖離が大きいので、実効性のある財政計画を早急に提出すべきとのご指摘ですが、財政シミュレーションはあくまでも決算ベースでの作成であり、比較の前提が異なる予算と比べることには無理があるかと思われま

す。また、シミュレーションについてであります。合併関係市町村の決算内容の分析はもちろんのこと、内閣府で示す今後の財政試算、三位一体の改革の議論、あるいは青森県財政改革プランの動向等も踏まえ、歳入歳出の各費目の積み上げを行っているところでありますが、予算に占める自主財源の実質的な割合が28.5%と3割にも満たない当市の状況では、いや応なしに国や県の影響を強く受けることとなります。

平成16年度末における国の債務が782兆円、これに地方の長期債務を合わせると全体で1,000兆円を超えとも言われており、まさに国、地方とも危機的な状況となっているわけでありまして、三位一体の改革は国と地方の税財源を見直し、自立可能な分権社会を構築するため云々とはいうものの、私どもから見れば、こうした国の財政事情の方が優先されたようにしか見えないところであります。事実平成16年度の地方財政計画では、普通交付税と臨時財政対策債を合わせ約12%、金額では合併4市町村合計で約11億円もの歳入減とな

るなど、その影響は急激かつ甚大なもので、さまざまな財源対策の取り組みも一瞬に吹き飛んでしまうようなものでありました。

さらに、昨年は全国各地で台風や地震による災害が相次ぎ、特別交付税の配分も、そちらの方への配分が優先されましたし、当市の事情でいいますと、今冬の大雪で平年ベースの倍に当たる約4億円弱の除雪費用を要したというような事情もあるわけにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、今日の財政悪化の要因と対策についてありますが、長引く経済の低迷による市税や地方交付税等の落ち込みで歳入が急激に減ってきている一方、数次の景気対策等による公債費の累増、右肩上がりで増加し続ける扶助費、介護保険や下水道事業会計等への負担金の増加、職員の年齢構成による人件費の増嵩、さらに消防庁舎、新ごみ焼却施設及び新し尿処理施設の建設費負担、またもともと厳しい財政状況の中での病院事業経営健全化に対する財政支援、まだ決算が確定しておりませんので、あくまでも概算になりますが、合併により旧町村から引き継いだ約4億円弱の累積赤字等、これらさまざまな要因が相まって今日の財政状況になっているところであります。

当地域は、県都青森市まで片道2時間という時間的距離を要することから、この半島内で問題解決ができるよう地域医療の確保や教育水準の向上、防災あるいは環境対策の面で当市はもちろんのこと、圏域全体をも視野に入れながらの社会基盤整備が必要不可欠であります。このことがもともと財政基盤が脆弱であることに加え、他市に比べ行政需要が高くならざるを得ない背景であります。

次に、財政の健全化にどのように取り組んでいくのかという点についてありますが、引き続き安定した財源の確保に努めてまいりますととも

に、内部経費のさらなる抑制や電源三法交付金の有効活用及び指定管理者制度の導入等による効率的な行政運営等、今年度策定を予定しております新行政改革大綱の検討とも連動した再建プログラムを策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） まず最初に、使用済燃料中間貯蔵施設についてお聞きしたいと思います。

今の答弁で、原子炉等規制法によって搬出先に運ばれるというのがきちっと担保になっている、あと事業者と協定を結ぶから大丈夫だと、こういう形での答弁でありました。それで、私も原子炉等規制法というのを読ませてもらったのでありますが、まず当初むつ市の方で立ち上げた専門家会議でのQ & Aを改めて読みますと、この専門家会議の中では50年後の搬出先や永久貯蔵についてどう考えているのかというふうにお聞きしているのです。それに対して事業者の方では、貯蔵終了後の搬出について書かれていなければ規制当局は貯蔵の事業を許可しないことになりまうというふうな答弁をしている。私これ、気をつけて読まない、ああ、そうなのだなと、搬出先がきちっと担保されているのだなというふうに最初読んだのでありますが、よくよく読むと、回答は搬出先という表現をしていないのです。搬出について書かれていなければとしかないので。搬出先というのは一言もないというのを改めて感じたのでありますが、それなぜかといいますと、この前資源エネルギー庁の方が来たときの資料であります、その資料を読みますと、原子炉等規制法関係法令1というところで、ここには貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法と書いているのです。搬出先とは書いていない。そして、次に関係法令2、貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法については、返還等の相手方及びその方法を記載す



ることと、この二つしか書いていない。搬出先とは書いていないのです。搬出の方法については、返還等の相手方及びその方法を記載すること。これが原子炉等規制法の中身であります。これを読んで搬出先が担保されるということになりますか、まずここをちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 搬出について記載しているということは、搬出の方法、搬出先等々、それからその予定日といったようなものすべてを包括的に表現しているのが搬出という言葉でありまして、その中に搬出先も含まれております。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 市長、東京電力の方が県議会でもそれを聞かれて、搬出先を答えられなかったというのはご存じですよ。だから、この原子炉等規制法は搬出先は書かなくてもいいのです。搬出方法ですから、車で運ぶのか、船で運ぶのか、そういう方法を書けばいいのです、この原子炉等規制法。そして、関係法令2の返還等の相手方及びその方法を記載すること。返還の相手方はどこですかと県で聞いたら、東京電力から運び込まれたむつ市の中間貯蔵施設の使用済燃料は、東京電力と書けばいいのです、これは、相手の方は。それでその方法、車で運ぶか、船で運ぶか、これを書けばいいだけであって、搬出先を書くというふうな法令になっていないのですけれども、それ再度市長、どういう認識ですか、この法令を読んで。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、産業廃棄物は事業者において処理すると書いてあるだけなのです。実際その処理の仕方はどうなるかということは、それぞれの業者によって考える。ですから、東京電力と書いてもいいのです。東京電力が責任を持って持っていくのだと、こういう意味に解しておけば、それはそれで

解釈になるのです。ただし、我々はそういう解釈は許しません。搬出先を明記させるというのが我々の立場であります。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 確かにその市長の気持ちはわかるのでありますが、一応日本というのは法律国家、法に基づいて統治されている法治国家になっていて、一応法律がこのように搬出先を書かなくてもいいというふうな抜け穴になっている。原子炉等規制法がまさにその抜け穴になっているのです。まず、そこを市長、認識してもらわないと、責任を持ってこれから行政を運営するという立場とは言えないのです。この法律の抜け穴はどこかということを考えないとだめでしょう。原子炉等規制法があるから、これはもう担保になっているというふうな考え方ではだめなのです。これは、抜け穴があるのです、そういう意味で。搬出先を書かなくてもこの法律は通るというふうな法律になっている。この抜け穴があるということをし、しっかり市長としては県に問いただしたり、国に問いただしたりしましたか、まずそこをまた確認させてもらいます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 事務的な打ち合わせの中で、そのあたりは確認いたしております。

一つだけ申し上げておきます。私どもは、原子力船「むつ」という船を動かしました。この使用済燃料を関根浜の貯蔵庫で貯蔵いたしました。これには、搬出先を明記してあります。1年おくれましたけれども、その時期と搬出先はきちんと守られました。これは、協定でやっております。私どもには経験があるわけでありまして、今の中間貯蔵施設についても同じような手法を使えるし、さらにはポリウムも大きいわけでありまして、なお一層積極的に私どもの立場を明らかにし、事業者の明確な方針を示させるための努力を

しますし、県も国も同じようなスタンスで我々の立場を指示していることを申し述べておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 原子力船「むつ」の使用済燃料については、あれは期間がたまたま短いというところもあるし、また同じ市長の任期の期間において運び出すというふうなスパンでありましたから、そういう形で運び出されたものだと思います。ところが、今回の場合は50年後、60年後というスパンでありまして、市長がまだそのとき市長であるという保障は全くありませんし、私も生きている保障もない。そういう形のものであるから、この法律の抜け穴というのをきっちり市長も認識しながら、こういう抜け穴を、ではどこでふさぐのか、こういう立場で永久施設にはならない、安全な施設だというふうに明言して、責任を持って誘致するのであれば、そこら辺はやっぱり国に対してしっかり物を申していかななくてはいけない、そういう法令であるということで、原子炉等規制法があるから担保になる、これはもう言うてはならないことなのです、責任ある行政の長として。そういう抜け穴のある法令ですから。そういう点では、認識できませんか。抜け穴のある法律だということは認めませんか。そういう認識はないですか。ちょっとそこを確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私も一応法学部卒業していますけれども、法律というのは包括的に決めるものであります。その中で具体的なものは契約等によって補うというものが、これは生きている社会を動かすための原則であります。法律の解釈は、抜け穴という解釈をするか、包括的という解釈をするか、考え方の違いであります。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 結構日本は法律国家、法治国

家と言われながらも、その法律にこういう抜け穴が結構多い国であるという欠陥を持っているところがあって、私も法律家でないので、詳しいことはちょっと言えないのでありますけれども、まずどういう法律がきちとした担保になるかというのをちょっと私もいろいろ調べさせてもらったのですが、市長がよく行っているアメリカ、余り行っていないですか。そのアメリカなんかの法律はどうなっているか。ちょっと私も詳しく調べたわけではないですけれども、アメリカは使用済燃料の中間貯蔵施設については核廃棄物政策法という一定法律でどのようにしたらいいかというのをはっきり決めてあります。日本の原子炉等規制法みたいに、あと細かいことは協定でやるのだというふうな形になっていないのです、よく読むと。

今アメリカという国は、使用済燃料をどういうふうに扱うかということ、直接処分という方法をとっています。再処理という方法をとっているのは、世界ではフランスと日本ぐらいでしたか。とにかくアメリカは直接処分という方法をとっております。そして、アメリカの使用済燃料はどこに置かれているかということ、ほとんど原発サイト、軍の施設だとその施設のわき、サイトに全部置かれている。そういう形で貯蔵されていて、そして直接処分、ではどこに埋めるのかということで、あの広大なアメリカでさえもなかなか決められないで、2002年度ですか、ユッカマウンテンというところを、当地の州知事は反対したのだけれども、その反対が連邦議会で否決されて、大統領が署名して2002年にユッカマウンテンが最終処分場に決まったと。というところで、今の原発サイトへためられている使用済燃料も、アメリカも今どどんたまってしようがない、そういう状況だそうです。そこで、中間貯蔵施設が必要だというのがアメリカでも話題になって、ではその中間貯蔵施設はどういうところにつくるかということ議論して、

そのつくる条件としてアメリカの放射性廃棄物政策法は、最終処分場がはっきり決まった段階で中間貯蔵施設の建設を認めるというふうに法案で決めたのです。これは、1982年に放射性廃棄物政策法ができて、1987年には同州政府が成立して、国としてこの中間貯蔵施設の問題に取り組むことになった。その結果、2002年7月23日には最終環境影響評価等の報告を踏まえて、ユッカマウンテンを最終処分場とすることが連邦議会の立地承認の合同決議となっているのです。こういうふうに、最終処分場がはっきり決まった段階でないと中間貯蔵施設は認めませんよという法律をつくったのです。アメリカでさえもそうなのです。あの広大で砂漠地帯がいっぱいあるから、もう野積みでもいいのではないかなという感じがするような国でありますけれども、こういう法律をつくって使用済燃料の中間貯蔵施設についてはきちっと最終処分場に持っていく搬出先がつくられたという確約されたうえでないと建設を認めませんよというふうになった。ところが、日本の場合はそうでないでしょう。

さっき市長も言ったように、2010年ごろ、その施策、搬出については検討する、今の段階はそうなのです、日本は。こういううやむやな段階で今中間貯蔵施設を建設しようとしているのが日本の、残念ながら現状です。これほど我々庶民のレベルと国、国会議員がつくるレベルと、もうかけ離れているというのが残念ながら政治と私たち庶民の考え方の違いになっているのです、市長。だからそういう意味で、アメリカのような法律をつくることこそが担保と言われるのです。だから、そういう意味では日本は全然担保となるようなものがない。アメリカと比べてどう思いますか。そこをお聞きます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） おっしゃるような監視つき回

収可能貯蔵施設というのは、アメリカでは法律的に認められていないことになっているのです。ところが、民間ではみんな中間貯蔵やっているのです。現実にやっています。これは、ビデオでごらんになったと思うのですが、安全を説明するためのビデオに、アメリカでの中間貯蔵のあり方というのは映像として出てきます。砂漠の真ん中に野積みしたりしているのが中間貯蔵であります。あれが中間貯蔵以外の何なのですか。施設の中でやっているのも中間貯蔵なのです。使用済燃料を中間貯蔵しているという範囲を広げて考えれば、そういうことになるのです。

法律というのは、確実に使用済み核燃料に関して言うと、使用済み核燃料は原子炉から取り出さないと次の発電ができないという要素を持っている。だから、アメリカのような原子力発電を進めている国で、今原子力発電を一たんやめたと、やめる方針であるということアメリカでは言っておりましたけれども、それでは今ダムをつぶすというのがアメリカの方針でありますから、ダムをつぶしたら何で発電するかと。安定的に、大量の電気をつくって送るためにどうすればいいか。それは、原子力に頼らざるを得なくなってくる。アメリカの電力の自由化というのがどういう厄災をもたらしたかは、十分ご承知のはずであります。そのようにアメリカの電力に関する政策が正しいという判断は、私は正しくないと思っている。中間貯蔵に関する法律でも、それなりの救済方法、抜け穴とは言いません、救済方法を用意しながらやっているのです。だから、アメリカが正しくて日本が正しくないという論理は、私はそのまま、はい、そうですかと申し上げるわけにはまいりません。

日本の考え方は、世界の情勢を見ながら、2010年までに基本的な方針を固めよう、その中で我が国のこの厳しい原子力に対する目をきちんとわかっ

てもらえるようなシステムにしていこうというのが国の政策でありますし、その中心になっております原子力委員会の考え方です。国内の事情を大事にしなが、外国の取り組みの状況も参考にしながらきちんとした対応をしていこうということでもあります。抜け穴という表現よりも、今日の状態がそういうことであるので、これをさらに整備していかなければならない。とりあえず中間貯蔵をやるのであれば、協定をもって結んでいくことにしよう、こういう論理的な考え方を示しているというふうに私は理解をいたしております。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） アメリカだって、この法律が自動的につくられたわけではない。住民の運動、またそれを受けたアメリカの連邦議員だとか、そういう方が住民の意思をしっかりと議会に届けた、そういう形でこういう法案ができたというスケジュール、そういう流れがあるのです。ところが、日本の場合はなかなか、日本の国会議員は我々国民の声をストレートに議会に届けない、そういう矛盾がやっぱりこういう形になっているのだというふうに思います。

そして、ちょっとつけ加えると、担保という意味では、全然日本は法律的には担保になっていない。もし担保ということを使うのであれば、それこそ50年後、しっかりここに運ぶのだよ、第2再処理工場とよく言うのですけれども、中間取りまとめはそういう表現はしませんが、第2再処理工場が建設許可された段階で中間貯蔵施設をつくるというふうな法案がもしできるのであれば、それは本当に担保になる法案だと私は思います。そういうものが担保というものだということを主張させていただきます。

そして、次に再処理の方であります、市長は中間取りまとめは基本方針、再処理になっているから、そのとおりに進むだろうと、そういうふう

なことをおっしゃいました。私は、六ヶ所再処理工場は順調には稼働しないだろうというふうに思っております。なぜならば、今原子力委員会の方でもプルトニウム利用の計画的な考え方というのを平成15年8月5日に出しております。ですから、平成15年8月5日以降再処理して出てきたプルトニウムについては、その利用方法、これを公にしないではいけないという、これはもう原子力委員会の決定で法律的なものですから、きちっとそれを明らかにしないといけないという縛りがかかりました。これについて県議会で取り上げて、東京電力がプルトニウムを再利用しないで保持している部分があるのです。それは、平成15年8月5日前に保持していたものですから、特に公にしなくてもいいということで保持しているのです。なぜ保持しているかということ、プルサーマルをやるという動きがあって、それを前提でやろうとしたのだけれども、いろんな不祥事があってプルサーマルができなくなって使えなくなっているということなのです。ですから、平成15年8月5日以降はプルトニウムの利用についてはもう明確に報告しなくてはいけないという縛りがかかっております。

六ヶ所の再処理工場が動くということは、年間800トンの処理能力ですから、大体1%、8トンプルトニウムが出ることになります。ですから、その8トンのプルトニウムの利用方法を書かないことには、六ヶ所は再処理できないのです、市長。ここをちょっと、まず同じような認識であるかどうかお聞きいたします。プルトニウムの利用方法を書かないと六ヶ所の再処理は動かせないのです。そういう縛りがかかっているというのをご存じですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） それは、IAEAの方針でもあるわけでありまして、プルトニウムを保持し続

けるということは、使い道がはっきりしなければ IAEA がブレーキをかけます。そういう前提があるから、そのようなことになるわけですが、今日九州電力及び四国電力でプルサーマル計画を動かしたいという原子炉設置変更許可申請書が出されております。そのようなことから、プルサーマルが動き出す可能性が一步踏み出した、こういう状況であります。それを受けて多くの世論をお伺いしたうえで、この計画等も、あるいはその再処理工場を動かすということなどの方針づけを確定させていこうと、こういう方向になっているということであると私は理解をいたしております。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 私は、プルトニウムの利用計画を出さないと六ヶ所再処理工場は動かさないですよという確認の問いをしたのだけでも、それにはきちっと答えてもらえないのですが、今プルサーマルと言いましたけれども、プルサーマルは今なかなか計画できないでいる状況です。どこでしたか、2010年ごろやるというふうに言っているのは、四国の伊方原発と九州の玄界原発ぐらいですか。でもこの二つの原発だけでは六ヶ所が稼働したとしても、8トンのプルトニウムは処理できない。そして、市長は知っているかどうかわかりませんが、今、日本は海外に、フランスとかに委託して、海外に日本所有のプルトニウムが35トン以上あるのです。ですから、フランスだって、早くこれを持って行ってもらいたい、そういう状況です。ですから、国内で六ヶ所再処理工場から出るプルトニウム以前に35トンのプルトニウムをどうするのかというのを日本は国際的に明らかにしないといけないのです。ただ、それを使うだけでももう十何年も、20年近くも期間が必要なのです。そういうプルトニウムが余っている日本の中で、六ヶ所でさらに稼働すれば、プルトニウムがさら

に余ってしまう。そういう意味で六ヶ所再処理工場を動かすということは、国際的にも大変今核不拡散条約だか何だかと余剰プルトニウムを持たない、北朝鮮がちょっと動かせばアメリカがかなりうるさくて、日本もテレビでわんわんやるけれども、日本自体が国際的に35トンプルトニウムを持っていて、世界的にわんわん騒がれなくてはいけないような大変恐ろしいものをいっぱい保持しているという国になっているのです。そういう中で六ヶ所が稼働するという事は、とても考えられないと私は思っているのですが、そこを国際情勢から見てどうお考えですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） IAEA と申し上げたのは、私が言うまでもなく、横垣議員は十分ご承知でしょう。IAEA の監視のもとにどの国でもプルトニウムを保有したり、それを保有しないように努めるということになっているわけです。我が国も IAEA の監視が入ることになっている。フランスにあるものは、我が国の所有にかかわるものであってもフランスが管理しているものなのです。フランスが返したがつているというのは確かでしょうけれども、いつ、どうやって返すかということまではまだ話し合いの中に入ってきていないのです。

（「使い道ないから」の声あり）

○市長（杉山 肅） 使い道があろうがなかろうが、まだそこまでいっていないのです。あなたは、もうフランスにあるプルトニウムを持っていかせようと自分で考えているのかもわかりませんが、そういう客観的な情勢にはないということを申し上げておきます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） このプルトニウムについては、日本自体、もうこれ以上プルトニウムを持つということは国際的には許されないという状況にあ

る。そういう意味では、六ヶ所再処理工場が稼働するという事は、プルトニウムが出るということですから、またそのプルトニウムの使い道を明らかにしないことにはプルトニウムを生み出すことができない。そういう状況に日本はあるということだから、六ヶ所再処理工場がそういう意味で動かない可能性がかなり高い。そういう状況ですから、私は中間貯蔵施設を今の段階で誘致をするということは、大変永久貯蔵施設になるという危険性の高い領域に一步踏み込んでしまうということでありまして、市長もそこら辺よく国際情勢なり、六ヶ所再処理工場の動向なり、やっぱりもっと皆さんとお調べになりながら、対処しなくてはいけないと、こういうふう考えております。

これについては以上で終わりました、次の問題に移りたいと思います。東通原発稼働に伴う事故の報告については、議員に報告してくれるという答弁がなかったわけでありまして、ぜひ議員に報告をしてもらえればなということを書いて、これは終わりたいと思います。

あと、小規模工事等契約希望者登録制度についてであります。これについては今の随意契約をもっと有効に利用して、指名業者でないところにも目配りをしながら対処をしていきたいということでありまして、ぜひこの小規模工事等契約希望者登録制度、これ今本当にどんどん採用している自治体が多いので、しかも指名業者、そういう入札できないという方々は今経済が低迷して大変な状況にありますので、ぜひこういう制度を創設、検討してもらえればなということでこれも終わります。

最後、財政の方であります。先ほど市長の答弁ですと、予算ベースでなく決算ベースがあくまでも基本だというふうな言い方をされました。私むつ市の平成16年度の予算書を見て、大変あつと思ったのが、今歳入の方で地域産業振興基金という

のがいきなり平成16年度では14億円ぐらいですか、歳入入っております。これは、地域産業振興基金というのは、平成15年度末では31億2,500万円あったのです。それが今平成16年度では14億9,800万円で使われるとなっております。私1回聞いたことがあるのですが、地域産業振興基金というのはどういうものに使われるのかといたら、これからウェルネスパークだとかしもきた克雪ドームだとか産業会館、こういった箱物の維持管理費に使われるから、そういうものはむつ市の財政を傷めないという市長の答弁があって、地域産業振興基金がそういうものに使われるから、そういうことを言ったのだろうなと私は思っております。ところが、この地域産業振興基金が平成16年度で14億7,900万円使われた。そして、平成17年度ではこの基金がさらに14億8,000万円使うという予算を組まれていて、ほとんど平成16年、平成17年度でこの基金がなくなってしまうのです。そうならば、今度の平成18年度以降はどうなるのか。先ほど市長は、しもきた克雪ドームだとか産業会館はむつ市の財政を傷めないという根拠が多分ここにあったと思うのですが、そういう意味では財政シミュレーションにこの地域産業振興基金というのはどういう形で入っていたのかというのをまずお聞きしたいなと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） この地域産業振興基金でございますけれども、この基金はあくまでも目的を持って、そのために何かをやるというためにためておくお金でございます。これを違うのに簡単に利用するということはできませんで、余ればこれは返さなければならないということで、平成15年度末で仰せのとおり確かに31億円、平成15年度に3億5,000万円余を取り崩しております。平成16年度に14億7,900万円、平成17年度に14億8,000万円、これを取り崩して、ほとんどなくな

るのは確かでございます。1億8,000万円ぐらいしか残りませんが、これはまだ使わない部分がございます。下北駅前広場の整備のためのお金がまだこの基金の中に入っておりまして、これがまだ残っていると。この事業が全部終わりますと、これはなくなると。ただ、これも期限がありまして、その期限の中で全部やらなければならないと、そういったことでの基金でございます。ただ、これはそのためにあくまでも目的を持った基金ということでございますが、そのほかにその年度内で消化できるものは別に基金として積んで予定を組む必要はございませんので、毎年度、これは申請は2度ありますけれども、その都度その都度申請して、認められればその年度で消化していくと、そういった使い方をしていきます。

一昨年の10月にこの改正がありまして、これはソフト事業にも使えるということになりますので、それをこれからどんどん充当していけるものには充当していく。これは、人件費の振りかえとか、そういったものに使うことになりましてけれども、基金とはまた別のものがございます。

財政シミュレーションにつきましては、あくまでも基金とは切り離して考えていただきたいものですが、繰り上げとか繰り入れとか、それから積み立てするとか、そういった動きがある場合に一般会計の中で出てきますけれども、それがなければ、あくまでも基金として積んでおくと。その年度内で、予定の年度内でその事業を完成するために取り崩して使っていくということでございますので、この31億円あった基金もそのまま使って、全部事業がうまくいきますと、大体ほぼなくなるといったような性格のものでございます。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員にお願いいたします。申し合わせの時間が迫っておりますので、簡潔に、申し合わせの時間内におさめていただくよ

うご協力をお願いいたします。3番。

○3番（横垣成年） 平成16年度では、そういう意味では地域産業振興基金がいきなり14億円ばんと入って、それで赤字が財政シミュレーションに近いぐらいに抑えられていたというので、これはちょっといろいろ私もこれから勉強させてもらいたいと思います。

時間もありませんので、最後のむつ市政の諸問題であります。先ほど市長も言いました、病院の支援とかというので大変支払いがふえている。そういう意味では、今まで市長はいろいろ事業をやってまいりました。その事業の中で私はやっぱり言いたいのが、その維持管理、その返済のために今市の財政は大変な状況になっているというのも一つだというふうに思います。例えば言いますと金谷公園、これ14億円かけて平成2年から平成9年までやった事業、これが地方債で10億円も使って、一般財源1億5,000万円もかけて金谷公園をつくっている。あと早掛レイクサイド、これは原発交付金で10億円使って一般財源8,000万円、あと結構学校等を建てておるのでありますが、むつ中が13億円、大平が19億円、近川は14億円、大湊26億円、奥内が15億円、これから第三田名部小学校が二十何億円ですか、こういう教育にお金を幾らでも使ってもいいということではありませんけれども、やっぱり適度な大きさというのはそれなりに必要だと思うのです。例えば大湊小学校は何か600人定員でつくったということですが、今は300人もいないとか、あと近川中学校も今は60人も生徒がいらないのですか、こういうのに14億円かけるとか、そういうやっぱり過大な投資、こういうのも目に余るものがある。今当然ウェルネスパークに22億円、産業会館に15億円、スキー場拡張に6億円、こういう不要不急の公共事業、これがやっぱり今のむつ市の財政をおかしくした。また、下手に電源三法交付金が来たがためにこういう状

況にもなっているということで、身の丈に合った行政運営が今まで足りなかったのではないかなということも言いながら、あと聞きたいことは、今までむつ市にはどのくらい電源三法交付金が総額として、平成16年度末でもいいですが、来たのかということと、今言った幾ら交付金がいっぱい来たとしても、お金があるときはそういう大型公共事業に使うし、市民向けの行政はなかなかしない。なければならないで、今度はいろんな要求は全部お金がないからということで切られるという、そこら辺今後はやっぱり市政運営、また秋には選挙もありますから、そういう意味ではその選挙に立つ資格はやっぱりないのではないかなと、こういう赤字車の行政にしたわけですから。そういうことも含めて、答弁、最後お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。答弁の方は、簡潔にお願いいたします。

○市長（杉山 肅） 電源三法交付金は107億円です。これは、使い道が決められてきました。一昨年の10月から多少使い道がやわらかくなってきたということはおわかりいただけだと思います。使い道の決められたものを決められたとおり使わなければ、ただの宝の持ちぐさになっていたということもおわかりいただきたいと思います。

選挙のことは、ここの議場外の話でございます。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤孝夫議員

○議長（宮下順一郎） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。29番工藤孝夫議員。

（29番 工藤孝夫議員登壇）

○29番（工藤孝夫） 私は、旧川内町、日本共産党の工藤孝夫でございます。市町村合併後初のむつ市議会第184回定例会に当たり、数項目に及ぶ重要かつ切実な課題について一般質問を行います。

まず最初に、憲法の現状認識について、市長の識見をお伺いしたいと思います。今、日本国憲法が重大な試練にさらされております。かつて日本が引き起こした侵略戦争である第2次世界大戦は、日本国民310万人、アジア太平洋諸国民を含め2,000万人に及ぶとうとい人命を奪い、筆舌に尽くしがたい惨禍をもたらしました。この侵略戦争に多大な責任を負った日本は、その反省も含め、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した9条を含む憲法が制定されたことはご承知のとおりだと思います。

しかるに、憲法制定から60年しかたたないのに、9条を中心に日本国憲法を改憲しようとする動きがかつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本をアメリカに従って戦争をする国に変えようとするところにあります。そのために集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、既に憲法上の拘束を實際上破っているのは、これまたご承知のとおりです。そして、子供たちを戦争をする国を担う者にするために教育基本法をも変えようとしているのであります。アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決がいかにか非現実的であるかを日々明らかにしています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を国際貢献などと言うのは、思い上がりでしかありません。

日本共産党は、創立以来今では当たり前のことですが、主権は国民にあることや侵略戦争に反対し、平和と民主主義の実現を目指して、その活動



を立党の精神としてきました。しかし、その歴史的過程は、赤、国賊、非国民とののしられました。そして、それは思想そのものへの弾圧でした。権力から最大の敵とされ、多数の投獄、虐殺を含む筆舌に尽くしがたい残酷なものでありました。世界的にも著名な作家であった小林多喜二や宮本百合子などもその犠牲者でした。しかし、歴史の審判は明確でした。侵略戦争は敗れ、当時一貫して主張し、掲げ続けた日本共産党の主張は、現憲法に突ったのであります。そうした歴史と伝統に立ち、私たちは平和を厳守するべく思想、信条を問わず日本国憲法を守る一点で、広く市民の皆さんと努力したいと考えています。それが市民及び国の未来のあり方に対する主権者の責任だからであります。

今小泉首相の靖国神社参拝をめぐって、アジア諸国の怒りを買ひ、外交問題にまで発展しているのもご承知のとおりです。このように改憲の動きが急を増している状況下の今日、憲法を守り、憲法が定めた主条項を行政に生かすため、その先頭に立つべくは市長としての当然の責務だと思いますが、政治姿勢にかかわる問題として憲法の位置づけについてどのような認識に立つのか、まず最初に問うものであります。

次に、市民の生活と暮らしにかかわる点についてであります。小泉内閣は2003年4月からは健保本人3割負担とする医療制度の改悪、年金や生活保護などの制度の始まって以来の引き下げを強行しました。そして、昨年の年金大改悪に続いて今年度は介護保険、障害者制度、生活保護制度などの見直し、改悪を今まさに断行しようとしています。

一方、大企業や大金持ちには大幅減税を進め、破綻した大銀行へは公的支援を行い、ゼネコン型開発事業には湯水のように税金を投入してきました。こうした小泉内閣の失政は何をもたらしたの

でありましょう。その最たるものは、自殺の悲劇であります。最悪の失業と倒産は、7年連続で3万人を超え、1日平均89人、7年間の合計では22万7,000人を超え、中小都市一つが消えた勘定になると言われています。私たち日本共産党は、海外への企業移転及びリストラをやめて、雇用の拡充、減税、消費税の引き下げや廃止など、懐を温めること、国民に必要な公共投資、社会保障の充実など、生活に密着した行政政策によってこそ憲法第25条で定める生存権が生かされるし、不況の打開につながることを主張し、運動や活動をしてきました。私は、こうした経過と立場に立って、以下、切実かつ重要な施策について表題順に問うものであります。

具体的質問の第2は、旧川内町公営住宅建て替え事業についてであります。地方分権の受け皿のためには、財政基盤の強化が必要との大義名分を掲げ、住民の合意を得ないままむつ市への編入合併が強行され、はや4カ月になろうとしています。新市の将来像としては、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」と銘打ち、基本方針に住環境の整備として定住促進のための住宅整備を明記しています。ところが、これとは全く裏腹に、合併した途端に旧川内町公営住宅の建て替え事業費が消え、事業が半ばで中断されてしまいました。合併に反対した方、期待した方問わず、今旧川内町民の怒りは高まっています。この事業は、旧川内町が第4次長期総合計画を作成し、国・県の許認可も得て着々と進めてきた必要不可欠な町の中心的公共事業の一つでありました。平成15年度から60戸の完成を目指して、昨年までに22戸が完成しました。残り38戸は平成19年度の完成予定でありました。築28年から33年を経過し、老朽化が著しいだけに、住宅ニーズの変化に対応するものとして完成が待たれてきたのであります。私たちは、合併により町村部が寂れ、衰退す

るのではないのか、このことを全国の例を学ぶにつけ、繰り返し指摘し、危惧もしてきましたが、早くも現実味を帯びてきた感を否めません。高齢化が急速に進行する中、また人口の減少が深刻な問題となっている状況にあって、人口の定住を促進するためにも、旧川内町公営住宅の建て替え事業の中断は、これらの課題に逆行するものであります。

そこで伺います。この原因は何か、いつの時点で建設継続の軌道に乗せるのか、今後の方向性と見通しについて明確な答弁を求めます。

質問の第3は、旧川内町学校給食の早期完全実施についてであります。申すまでもないことですが、学校給食法は1954年に成立いたしました。第1条は、目的として、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とすると明記しています。また、第4条では、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう努めなければならないとしています。この学校給食法が成立してから41年が経過しました。しかし、現在旧川内町では、完全給食の実施校は川内中学校と第二川内小学校の2校のみであり、第一川内小学校、桧川小学校、宿野部小学校、蛸崎小学校の4校は未実行であります。こうした状況にあるため、学校給食を一日も早くという父母の願いは強く、切実であります。このような現状を踏まえ、町では「川内町のすべての学校に給食を実現させる会」の住民組織も結成され、大きな運動が展開されてきたところであります。学校給食法は、まさに教育そのものであり、人間づくりの原点に基本があると言われております。教育の一環である学校給食に実施校と未実施校がある。この格差は早急に解消されなくてはな

らない問題であります。早期実施方を強く求めるものですが、答弁を願います。

質問の第4は、旧川内第一小学校の耐震診断と改築についてであります。旧川内第一小学校は、昭和43年に新築され、既に36年を経過し、外壁等のコンクリートの亀裂、剥離と給配水設備等の老朽化が進み、中庭に至っては進入禁止区域を設けている状況にあり、児童の安全上、早急の改築が必要となっております。耐震問題と改築対策方についての答弁を求めます。

質問の最後は、通信にもかかわる携帯電話の活用対策方についてであります。旧川内町の奥座敷でもある湯野川温泉郷を訪れる観光客などから、携帯電話が使用できないことへの不満や苦情が最近特にふえているという問題があります。それは、旧川内町の特養老人ホームのあるせせらぎ荘を通過したあたりから湯野川温泉郷を含め、利用電波がないためであります。携帯電話所持は当たり前前という時代でもあり、観光客と同時に、また湯野川地域住民全体の強い要求ともなっているのも現実であります。

以上のことから、携帯電話を使用できる電波のエリアを拡大し、観光客や地域住民の利便と地域の格差解消のため、その施設の実現方を強く要請するものですが、答弁を求めるものであります。

以上、私は旧川内町が抱え、当面する重要課題を中心にただしましたが、市長初め理事者の誠意ある前向きな答弁を強く求めて演壇からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

市長としての私が日本国憲法に対し、どのような考えを持っているか、その考えをどのように行政に生かすのかというご質問がございました。憲

法は、その国の「統治機構」のあり方及び普遍的な「人権保障」を明示し、そのもとにおける国の形を方向づける基本法であります。議員申し上げるまでもなく、日本国憲法の根本規範として、「平和主義」、「国民主義」、「基本的人権の尊重」という3原則が含まれております。これは、日本国民に与えられた最大の権利であります。我が国は、立憲主義国家として権力を分立し、国会が法律を制定し、独立した裁判所が法律に基づき裁判をし、行政は所定の法律に基づき行政をつかさどっております。憲法を尊重することは、国民はもとより、特に公務員は憲法遵守を宣誓して任用されているものであります。私の立場も同様でありますことは、論をまちません。

国と地方自治体の関係につきましても、平成12年に施行の地方分権の推進に関する法律により、対等、協力の立場を明確にいたしております。これからの新むつ市の行政運営におきましても、民主主義を深く浸透させ、コンプライアンスを押し進めながら、「理解と協調」をキーワードとして、文化やコミュニティーに根差したまちづくりを果たしたいと考えているところでございます。

なお、自衛隊3部隊が所在する土地の市長としては、ご発言の一部に私の考えを述べたいと思うのでありますが、PKOを含む海外派遣の中では武力の行使はなされた事実は一切ございませんということを申し上げておきたいと思っております。

次に、旧川内町公営住宅建て替え事業のご質問にお答えいたします。先に新市における市営住宅の管理現況を申し上げますと、22団地605戸を管理し、その内訳はむつ地区13団地426戸、川内地区7団地119戸、大畑地区1団地31戸、脇野沢地区1団地29戸となっております。ご質問の川内楯木団地建て替え計画については、平成14年川内町住宅マスタープランを策定し、建て替え事業計画は5カ年で60戸整備を予定していたところであり

ます。計画事業は、昭和47年度から昭和51年度に建設されたコンクリートブロックづくり2階建て住宅の建て替え事業として平成15年度から事業着手し、昨年度まで22戸が整備されたところであります。建設継続の見通しと方向性についてであります。公営住宅建設についても、合併協議会での協議事項ともなったところであり、新市における地域特性に応じた住環境整備を図るため、目標等基本事項と具体的な施策の方針等の事項を含める住宅政策推進調査、いわゆる住宅マスタープラン策定後、これを基本として住宅整備を図るべきとの協議結果に至っているところであります。

申し上げるまでもなく公営住宅は、自力で最低居住水準を確保できない住宅困窮者の居住の安定を図る住宅政策の基礎的な部分を支えることでありますことから、新市全体の財政状態を見きわめ、各地域に均衡ある住環境整備を図り、今後とも一体的な発展と住民福祉の向上を図る所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

給食及び第一川内中学校についてのご質問については、教育委員会から答弁があります。

次に、携帯電話利用対策についてのご質問にお答えいたします。携帯電話とPHSの加入件数は、平成17年4月末現在、全国で約7,500万件を超え、今後さらなる需要が見込まれております。単に電話機能だけではなく、インターネット機能やGPS機能を兼ね備えた生活に密着した手軽な情報通信手段として、また災害時の有効な緊急連絡手段として今後ますます開発も進むものと予想されます。そういう状況の中で、旧市町村の一部で携帯電話が使えない区域があるということは承知しておりますが、旧むつ市地区におきましても、年間約40万人の観光客が訪れる恐山地域も携帯電話が通じない区域となっております。平成13年8月と平成15年2月の2度にわたり、株式会社NTTドコモに対し要望書を出してみましたが、冬期間閉

鎖になることによる利用度の問題、また2億円以上かかる経費の問題等で難しいとの回答をいただいた経緯があります。合併により市の区域が拡大され、周囲の海岸部及び山間部に集落が点在するという半島部特有の地形により、情報伝達には非常に効率が悪い環境にあり、不便を強いられている地域が新市全体ではまだまだあると考えております。市民が共同して同程度の情報環境を得られるよう、また観光客の不便の解消という観点からも、一体的な情報インフラ整備を促進する必要があると認識しております。携帯電話市場のシェア拡大に企業間競争も激化している実情を踏まえつつ、幅広く要望活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 工藤孝夫議員の旧川内町学校給食についてのご質問ですが、川内地区各小学校の完全給食化につきましては、地域の皆様方からの強い願いでありますことは十分承っているところであります。議員が先ほど述べられました、現在川内中学校と第二川内小学校の生徒・児童数169名及び職員33名分を単独調理方式によりまして、完全給食を実施しているところであります。そのほか第一川内小学校、桧川小学校、宿野部小学校及び蛸崎小学校は、児童・職員285名分をミルクのみの給食として実施しているところであります。

むつ市教育委員会といたしましては、合併を機としまして、全市を包含した学校再編計画を鋭意策定中ではありますが、先ほど述べました4校の完全給食化につきましては、同地区給食施設、または周辺の給食施設の処理能力及び地理的条件を勘案しながら、そのうえで抜本的な対応を図ってまいりたいものと考えております。なお、それまではしばらくの時間を要することになると思われま

すので、何らかの形で給食を提供できる方策はないかどうか、できるだけ早い対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、第一川内小学校の改築、改修についてのご質問にお答えいたします。第一川内小学校の耐震診断を含めた改築、改修計画については、旧川内町教育委員会でも整備計画を持っておりましたので、新市教育委員会においても受け継いでまいりたいと考えております。学校改築につきましては、これまで順次改築を進めてきておりまして、ご承知のとおり当第一川内小学校は昭和43年改築以来37年を経過し、外観だけでなく内部も含め全体的に傷んできておりますことから、新市の学校整備計画の中で調整をとりながら、市長部局と鋭意協議を重ね、改築、改修の早期実現を目指していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 憲法の問題については、憲法を行政に生かすということは市民が主人公という立場に立てば、基本中の基本でありますので、ぜひそれを貫いていっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

公営住宅の問題であります、新市全体におけるバランスを見てという答弁でしたが、私はひとつ市長にこれだけはぜひ認識しておいていただきたいと思うのは、第1に、この公営住宅の問題は、新たに公営住宅が必要だから建てるべきだとか、建ててほしいだとか言っている性質の問題ではないと思っております。先ほど答弁の中でもいろいろ言われましたけれども、あと3年で全体の住宅が完成するというところで着々と進められてきたものです。それが合併になった途端に予算計上がされなくなり、事業がストップしてしまいました。これに対する町民の怒りが今非常に高まっているという、ここを認識していただきたい。繰り返します

が、改めて公営住宅を建設してほしいという、そういう筋合いのものではないということです。ですから、合併したことによって後退してしまうというふうになるわけです。この問題の見通しについては、具体的に答弁がなされませんでしたので、早急に熟慮してほしいと思うのですが、これに対する答弁を求めます。

給食の問題でございます。できるだけ早い対応を図っていきたいということで、大きな前進の答弁でした。そこでお聞きしたいのですが、川内町のように学校給食法ができてから、まだこのような形で4校残っているわけですから、そういう学校がこの新市の中でどのくらいあるのか、この点をお知らせ願いたいと思います。

耐震と改築の問題であります。最近非常に日本全土において地震が頻発化しているということからご承知だと思うのですが、文部科学省の専門家会議が、ことしの3月18日に提言を出したということが報道されております。それは、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、そういう例もあるので、耐震性の確保は急務だということで、限られた予算でできるだけ多くの施設の耐震性を効率的に確保するためには、建て替えが中心になっている方法を改築の方へ方向転換しなさいと、かいつまんで言えば、こういうスタンスなのです。ですから、これは工事費等も含めて、そういう通達がありますので、比較的取り組みやすい方向に行くのではないかなと、私はそういうふうに考えたりしておりますので、この辺もぜひ検討され対応していただきたいというふうに思いますが、これに対する答弁も求めます。

それから、携帯電話の問題で市長は、これは川内の一部ばかりでなくてさまざまところがあると、特に恐山を含めて、全体の問題として取り組んでいきたいということですので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

以上、先ほどの質問に対する答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 町営住宅を引き継いだ市営住宅の改築、建て替え工事でありますけれども、実態を申し上げますと、今は旧むつ市の緑町住宅の建て替えを進めているのであります。これを2年間休んでおります。かつて入居していた方々にすべて説明会を開いて、こういうことで皆さんに入ってもらおうのですが、建て替えはこれだけの段取りでいきますといった説明会での説明を変更しなければならなくなっている。これは財政事情であります。同じように川内地区の市営住宅も考えていただかざるを得ないのであります。町が計画して進めてきた、市になったら取りやめになったということは、表面的にはそうしか受け取られませんが、そういう進め方をしていることを実に残念に思います。しかし、それはむつ市の財政全体もそうでございますけれども、それぞれの合併してこられた町村の財政の中身もまた対象になるという、それはできるだけ意識しないようにして進めておりますけれども、公営住宅の建設に関しては、今とりあえず休まざるを得なかったというようなことでご理解を願うことは無理でありますから、そういう事情にあるということまでしか申し上げられないということを非常に心苦しく思うところでございます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 工藤孝夫議員の再質問、二つあったと思います。まず給食と、それから改築の第一川内小学校の問題でございますが、最初の給食の問題につきましてお答え申し上げます。

新市の学校は、小学校が22校、中学校が10校、合わせまして32校に上るわけでありましてけれども、その中で先ほど申しました第一川内小学校、桧川小学校、宿野部小学校、そして蛸崎小学校はミルクのみの給食ということでございますけれども

も、あとの学校はすべて完全給食ということでございますので、4校のみが今残されている課題でございます。平成15年1月の段階におきましても、4校のPTA会長さんの連盟で学校給食に係る要望が出されたわけでございますが、そういうことで強い願いということを大変認識しておりますので、先ほど申しましたように、どういう方法でやれるかも含めながら、早期に対応できるようにしたいと、このように考えてございます。

もう一つは、耐震の問題でございますが、私も4月から鋭意32校をできるだけ早目に学校を訪問させていただきまして、校舎等、体育館等含めていろいろな学校環境がどうなっているかを確認している段階でございますけれども、先般も第一川内小学校を訪問させていただきましたが、やはり私も見まして、相当老朽化が激しいなという感じがいたしましたし、それからまた外壁の剥離が見られるなという感じがしまして、中には、場所によりましては、ネットでその落下するのを防いでいるというふうなことも見てきまして、そういうことでやはり早期に大規模改修が必要だなということを改めて認識したわけでございますけれども、ただそのためには前段階として耐震診断というのが必要になってくるわけでございます。それにはその診断をするだけでも相当の金額を要するということが事務方から聞いているわけでございますが、果たして改修だけで済むのか、あるいはまた改築が必要なのかということを当面見きわめる必要があるかなと、こんなふうに思っているところでございます。市全体という立場で学校整備計画全体を眺めまして、調整を図りながら、先ほど申しましたように、市長部局と協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 今教育長の答弁にありました

ように、32校の中で川内の4校のみだと、こういう現状にある。41年たってこういう状況です。ですから、方法も含めて検討するということですので、ぜひ早急に検討していただきたい。重ねて強く要望しておきたいと思えます。

公営住宅の問題であります。財政事情も言われました。これは、昨日の答弁では新市5カ年計画をつくるということですが、これには計画としてののるかどうか、この点をお聞きしたいと思えます。

もう一点は、一つの事業をやるために、国や県から許認可を得るということは、物すごい労力といますか、難しい問題がある。これは、理事者の皆さん方が一番知っていることだと思うのです。それと関連して考えてみますと、この川内公営住宅が中断することによって、果たして建て替え事業を進めますよといった場合に、それはそのまま生かされていくものなのかどうか、それともゼロ口になって、改めたそういう許認可が必要となってくるものなのか、その点もわかっていると思えますので、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

新市5カ年計画としてののるかというようなことでございます。我々としては、現在のつけてある状況ということですが、ただし、あくまでも今後財政当局、企画等々との協議もございまして、現在はのせてあるということしか言えないという状況でございます。

それから、旧町のプランがそのまま生かされるかということでございます。新市5カ年計画にのつけてあるということでございます。先ほどもお話ししたとおり、これからの協議という形になります。また、市長から答弁もございましたように、マスタープランも参考にしながらやっていきたいということでございまして、ご理解願いたいと

思います。

それから、国の事業というようなことでございます。国の補助事業も大分さま変わりしております。いろんな補助事業の取り入れ方、例えば交付金事業とかそういうものもございますし、その点は国の方とも十分に協議をして、可能だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 緑町団地のことは、よく私も知っているつもりであります。それについては、これまで市長初め理事者の皆さんは、旧むつ市民に対しては説明もし、納得もしてもらってきたてありましょけれども、川内町は先ほど述べたように中断されたという、これは事実でありますから、今入居できた方と、あるいはそれを待って指折り数えてきた方との感情的な非常に悪いもつれがある。このこともぜひ市長には考慮いただきたい。そういうことでございますので、強く私からこの点を再度市長に答弁をいただきたいと、色よい答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） どうも申し上げると3原色を全部しゃべってしまわないといけない、3原色をまぜる白になってしまうという、こういう胸中でございます。

緑町をやめたということを出しましたのは、最初にこれは説明会等もやっております。かつて入っていた建物を壊す段階から建てる計画まで説明をし、これを中断することの内容も説明をしている説明責任をそれなりに果たしてきたという経緯がございますが、川内地区の住宅については、そのようなこともやっていないというひそみは免れないと、こう思いますので、そのあたり、おくれませながらでも、少し担当の者に十分な説明をさせるということしか今申し上げられませ

ん。財政状況をにらみながら、きょうの工藤孝夫議員のご質問の中にも学校の改築、完全給食の実施、そしてこの住宅の問題といったように、それぞれ非常に準備も必要であります、同時に財政的な裏づけも必要な事業が陸続としてあるわけでございますので、そのようなことも私どもは受けとめながら進めていくという考え方を持っているということで、そしてそれを説明させていただくということでご理解を願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後1時まで昼食のため暫時休憩いたします。

正 午 休 憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

慶長徳造議員

○議長（宮下順一郎） 次は、慶長徳造議員の登壇を求めます。60番慶長徳造議員。

（60番 慶長徳造議員登壇）

○60番（慶長徳造） 60番慶長徳造でございます。むつ市議会第184回定例会に当たり二つの事項について一般質問を行い、市長の施策を問うものであります。

それでは、通告してある順序に従い質問いたします。第1の項目は、市職員の意識改革についてであります。去る3月14日、むつ市、川内町、大畑町及び脇野沢村の4市町村が合併して新しいむつ市が誕生いたしました。その詳しい経緯等については、市長は当事者としてすべてご承知のことですので、詳しい説明は省略いたしますが、いろいろな経過を経て非常に厳しい状況にある中で新

むつ市が実現したものであります。

この合併について若干申し上げますと、当初むつ下北地域は、県が作成した案では、地域中心都市創造型として、むつ市、川内町、大畑町、大間町、東通村、佐井村、風間浦村及び脇野沢村の8市町村、人口9万1,000人を超える合併パターンとなっておりました。その後いろいろな経緯を経て、杉山市長の一貫した合併に向けての強い熱意と町村長、市町村議会、合併協議会、さらには多くの住民の真剣な取り組みの結果、極めて難しい状況の中で「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指して人口約6万7,000人の新しいむつ市が誕生したわけであります。しかしながら、新市の現況は行財政すべてにわたり非常に厳しい状況であります。私は、考えただけでも頭が痛く、寝込んでしまいたい気分になるほどであります。「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指してとある新市まちづくり計画を推進、実現するためには、新市の市民すべて一人一人の努力はもちろんであります、特に市長とそのスタッフである市職員が先頭に立って行政をリードしていくことが最も重要であり、ここに新しい時代に対応した職員の意識改革が必要となってくるのであります。今までの旧役所での職員意識では、絶対だめであります。単なる数字合わせや通り一遍の事務処理はできるかもしれませんが、新市が合併の理念に沿った発展をしていくためには、職員の意識改革が絶対不可欠であります。

この意識改革は、従来からいろいろな方面、いろいろな人々から言われておるものであり、目新しい事柄ではありません。職員自身も何とかしなければならぬと自らの意識改革の必要性を強く意識している職員も多いのであります。しかし、いざそれを実行する段階になると、人それぞれの考え方、また目指す姿等も多種多様で、迷いも多

いことと思います。そして、ただ意識改革、意識改革と叫んでも、普通の状態からではなかなか難しいものがあります。何かのきっかけや少し背中を押すことにより一気に進むことが過去のいろいろな事例からして明らかであります。

その一つの例として、北海道旭川市の旭山動物園があります。この動物園は、昭和42年にオープン、当初はそれなりの入園者がありました、その後入園者数が年々減少していき、維持管理費が多くのしかかり、議会などから、つぶしてしまえ、お荷物だなどの意見が出されるようになり、行政側も大きな危機感を持つことになったのであります。そこで、これを大きなきっかけとして、園長、副園長が中心となって職員全員が改革に取り組み、昨年の7月、8月の入園者数は、東京上野動物園を抜いて全国1位になったとのことであります。地方の一動物園が東京上野動物園に匹敵するまでに成長したのであります。

もう一つ、今全国的に注目を集めている神奈川県横浜市の例であります。ここも例に漏れず箱物等をつくり過ぎて、他の都市とは比較にならないくらい大きな借金を抱え、大変な状況にあったわけであります。平成14年7月、中田宏氏が新しく市長に就任、職員、市民、双方の意識改革を図り、住民参加密着型の市政を展開して、素晴らしいスピードでその改革が実績を上げているところであります。

この二つの例は、職員自ら、あるいはトップの指導のもとかの違いはあるにせよ、職員の意識改革がなされたからできたものであり、意識の改革が地域発展のもとになっているのであります。

今回のいわゆる合併特例法によって3月14日、むつ市、川内町、大畑町及び脇野沢村が合併し、新しいむつ市が誕生した今こそこの職員の意識改革を行う絶好のチャンスであります。新市の職員も合併を通して、その認識は十分持っております。



杉山市長の卓越した学識と強力な指導力をもって意識の改革を行うならば、新むつ市の未来は新市まちづくり計画にある「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」が約束されるのであります。もし仮にこの職員の意識改革が行われなままの状態が進むならば、財政上のつじつま合わせで赤字団体転落ぐらいは回避されたとしても、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」は夢幻となることは間違いないと断言できるのであります。このことについて、市長の所信と今後の具体的な取り組みを問うものであります。

次に、第2の項目は、福祉バスの運転業務の委託についてであります。今回の合併により旧市町村の福祉バス2台は、保健福祉部児童家庭課で管理運行を行っているとのことであります。担当の係では、いろいろ苦心されて、できるだけその申し込みに対応しているようですが、基本的には土曜日、日曜日は職員の勤務形態からして運行できないとのことであります。しかし、この土曜日、日曜日は行事も多く計画され、各団体も福祉バスの使用を希望する日でもあります。それが使えないということであれば、せっかくの福祉バスによる住民サービスの低下につながるものであります。

そこで、住民サービスの低下をさせないためにも、この福祉バスの運転業務を民間に委託すべきであります。これにより、土曜日、日曜日はもちろん、宿泊や年間を通して休みなく活用できるのであります。なお、福祉バスに限らず他の車両についても、できるものから順次委託をすべきであります。市長の考えを問うものであります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 慶長議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員の意識改革についてであります。市民の行政に対するニーズは、生活環境の向上に伴い複雑多岐にわたり、職員にはこれまで以上にさまざまな能力が求められ、目的意識を明確に持って対処することが必要となってまいりました。職員の意識改革については、職員一人一人がその業務に取り組む姿勢が大事なことから、その牽引役となるリーダーシップのとれる職員の育成や職場環境づくりが大きな要素となってまいります。また、少子高齢化社会の到来、国際化、高度情報化の進展に伴う地方公共団体の人材育成は、今後の極めて大きな課題であり、長期的かつ総合的な観点で人材育成をしていかなければならないものと考えます。

新時代に対応する市職員を育成するため、平成12年に策定しておりますむつ市人材育成基本方針による人材育成の方策として、積極的な自己啓発の推奨、職場内研修の充実、職場外研修、民間との交流研修の実施をすることとしており、さらに職員の人材育成を計画的に進めるため、研修の目標、研修に関する指針を定めた研修に関する基本的な方針の策定を行い、公共的団体等が主催する研修会や専門的な知識や技術の習得をするための研修会へ積極的に参加させたいと考えているところであります。

このような研修を受けることにより、自らの意識改革、企業感覚を持った職員を育成し、さらには職場内で職員が相互の議論を深めることにより、それが職員の意識改革につながっていくことを願っているところであります。

また、人事異動も意識改革、自己研さんの一つ的手段と考えているところであります。新採用者については3年、その他の職員については同一職場での勤務を原則5年とし、異動対象とすることにしております。職場をかえることにより、その職員の持っている他の能力を引き出し、それを

大きく育てたいと考えているところであります。したがって、次の定期異動時には、本庁舎と分庁舎との交流をもっと深め、職員の意識改革を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目の福祉バスについてお答えいたします。ご質問の要点は、福祉バスは使用要綱により基本的に土、日曜日は運行できないとのことであるが、土、日曜日は行事も多く、使用希望も多いので、住民サービスのため、福祉バスの管理運営を委託し、利用しやすくできないかとのご趣旨であろうかと存じます。現在福祉バスは、旧大畑町の福祉バスも含めて2台配置されており、その使用についてはむつ市福祉バス使用要綱に基づき必要な事項を定めてございます。

福祉バスの利用については、合併協議会保健福祉部会児童家庭分科会でも福祉バス運営事業に関する事として協議してまいりましたが、この要綱については特に異論もなく、旧むつ市の福祉バス使用要綱を準用することになったものであります。ただし、旧大畑町の福祉バスの運営方法が異なったことから、1年以内に再編することとしております。

福祉バスの利用については、以前旧むつ市においても比較的自由に利用させておりましたが、バス事業者からの民間事業の圧迫という抗議もあり、民間企業を育成するという行政の立場からして、民間の仕事を奪うことがあってはならないことから、その対応策として使用を限定し、使用要綱を定めた経緯がございます。要綱には、バスを利用するうえでの資格、使用の範囲、運行の範囲、運行時間、運休日などが定められてございます。この中で使用できるものは福祉団体等と定めてございますが、公の行事、公共的団体、児童福祉に沿ったものなど、公共的な目的に沿ったものならば民間事業を圧迫しないことを念頭に置き、例外

的に使用を許可しておりますし、日曜日、第2並びに第4土曜日及び祝日などの運休日についても同様に、市長が必要と認めたものとして例外的に使用を許可しております。

さて、旧大畑町の平成16年度の福祉バスの使用状況を見ますと、年間を通して土、日曜日の使用は26回、1泊2日が5回、使用件数139回のうち福祉団体以外の使用が現在の使用要綱に照らしますと、約29%が当てはまらないのではないかと思います。福祉目的から大きく外れるものはないと考えております。現在福祉バスは、本庁に配置され、福祉バス運転職員も児童家庭課に2名配属となり、児童家庭課で申し込みの調整を図りながら、申請の受け付け、許可の業務を行っております。当初旧大畑町の福祉バスについても、従来の使用要綱どおりの運行を考えたわけですが、合併により利用者の急激な変化を避けるという意味から、また要綱についても1年以内に再編するということから、旧大畑町からの申請については、暫定的措置として柔軟に対応しております。また、2台配置されていることにより、1台にあきがあったとき、同じ日に2台利用したこともあり、利便性が増した点もあったと聞いておりますし、今後福祉団体等の利用には土、日曜日も含め、可能な範囲で対応してまいりたいと思います。

また、車両の管理委託につきましては、バスが配置後17年を経過し、老朽化が進んでいることから、更新の方法、運転業務職員の配置など、総合的に検討してまいりたいと思っておりますが、市の行政改革大綱におきましても、民間にできることは民間でという原則を考えをまとめているので、近い将来委託の方向に進んでいくものと思いますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 第1点の意識改革の問題でございますが、何といたしても私はこの合併の最大の

メリットは、いろいろな行政、財政の効率化もありますけれども、やはり職員の意識改革が一番大事だろうと、そう思っているわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、意識改革を行わないまま合併が進むとすれば、単なる数字のつじつま合わせや、そういうことはできるかもしれませんが、新市まちづくり計画にあるこの「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指すということは、職員の意識改革が行われな限り不可能だと、そういうものを思っているわけでございます。今回の新しい新市合併に当たって最大のことは、この職員の意識改革であろうと、そう思っているわけでございます。

職員の意識改革がしっかりと行われるのであれば、あとの細かいことはそれぞれ対処できるわけでございます。この意識改革が行われなまま進みますと、先ほども申し上げましたとおり、単なるつじつま合わせとか、そういうことはできて、赤字再建団体に転落は免れたとしても、当然この新市まちづくり計画にあるようなことは不可能だと、こう考えているわけでございます。そういうことからして、何としても職員の意識改革が第一番であり、今回の合併のねらいも私はそこにあると思うわけでございます。そういうことを考えますと、今市長いろいろと言われましたけれども、まだ私にはどうしてもぴんとこない面があるわけございまして、この職員の意識改革についていま一度市長の決意といえますか、そういうものを披露していただきたいわけでございます。そうでないと、新しい市の中での各地域の住民は、いろいろと不満が出ているわけでございます。新しい市になって、何も変わったことがないと、何もいいことはない、こういう声も多いわけございまして、私はすぐにはいいことがなくても、将来的には必ずよくなるのだと、この新市まちづくり計画なるものが実現されるのだと、そういうふう

なことをお話ししているわけでございますけれども、何としてもこの職員の意識改革がなければ、それは不可能だと私は思うわけでございますので、いま一度これに対する市長の決意のようなものを再度質問いたしたいと思えます。

次の福祉バスについてでございますが、今現在、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな職員の工夫によって、できるだけ申し込みに対応しているわけでございますけれども、基本的には職員で運営しておりますので、土、日は運行できないと、こういう状況でございます。しかし、この土、日が一番希望されるわけでございます。この運転業務を委託いたしますと、それらが解決され、土、日も運行できますし、使用できますし、あるいは1泊のようなのもできるわけでございます。非常に効率的な運用ができるわけでございますので、ぜひとも来年度からこれを委託にして、十分福祉バスが活用できるようにしていただきたい。このことは、合併前の大畑町で既に実施しているわけでございますので、このノウハウについては十分あるわけでございます。どうかいま一度その点について前向きな回答をしていただきたいと、そう思うわけでありませう。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 職員の意識改革ということですが、現在地方分権一括法という法律が施行されておまして、その中でいろいろなものが中央から地方に移譲されるという状況になってきております。この地方分権に限って考えますと、当初国会は地方は分権の受け皿たり得ない、こう言って分権について抵抗しておったといういきさつがございます。そこに合併特例法の制定ということが並行して提出されてきた。合併によって受け皿たり得るまちをつくらう、これはなべて地方自治体による人的能力の再編を図り、向上を図る、こういう立場からの検討であります。

合併特例法が出て、初めて地方分権一括法というものが国会で議決をされている。まず、分権を進めるけれどもと言いながら、ただし法律は成立しましたけれども、法律の中身はまだ具体的にはそんなに進んでいないというのが今日の状態であります。それは、合併で誕生した新しいまちが、まだ合併の効果として分権の受け皿という効果を生み出しているかどうか、そういう懸念が総務省を中心にあるからではないかと私は考えております。決して広い意味で申し上げる、あるいは大口をたたくという気持ちではございませんけれども、例えば旧むつ市の建設部の中の建築課、具体的なことを申し上げて恐縮でありますけれども、この中に1級建築士、2級建築士が複数人おります。もちろん今の時代は、建築に関しましても、大部分がアウトソーシングでありますけれども、アウトソーシングするのにも、ただ丸投げという方法でのアウトソーシングは行政にとっては許されません。それなりの役所的な検討を加えて、それを外部の民間の力をかりる、こういうことが必要であります。

もう一つのケースを申し上げますと、今福祉に関しては、福祉事務所の内容が非常に規模が大きくなっております。これまでは、町村部の場合は県の機関であります下北福祉事務所で仕事をまずほとんどやっておりました。町村部では、書類の取り次ぎが中心でありました。合併協議会の中で、「市になりますと福祉事務所を持たなければなりませんし、福祉事務所の職員の教育をしなければなりません」と申し上げたら、「市には福祉事務所があるのですか」というのがある某首長のお話でございました。それほど福祉に目配り、気配りをしなくても、自らの新しい施策はつくることはしても、具体的なことに関してはそんなに気遣いをしなくてもよかったです。そのために福祉事務所に、特に生活保護関係の職員を派遣してもらいまし

て、ほぼ6カ月、ケースワーカーの仕事を勉強してもらいました。このことによって、仕事を覚えると同時に、人間関係の新たな構築という、予期せぬとは言いませんが、新しい環境に置かれたことによって人が変わっていくという、そういう効果も生まれてきておるわけであります。すなわち、こういうことが慶長議員のおっしゃる意識改革ということにつながっていくものと考えております。新たな仕事に取り組む機会を持つ、その中で自らの能力を花開かせていく、これが意識の改革につながっていくというように私は考えるものであります。

既に合併効果の中で、人事交流の進んだ部分についてはそれなりに成果が生まれつつあるということを感じております。そこに組織的な訓練を施す、人材育成という作業をしていくということがさらなる効果を生んでいくのではないかと。組織の中に新しい人材を投入する、そして研修を重ねていく、それを民間の研修も含めたものにしていくということが必要だろうと考えておりました。これからは人事交流、必要なものについては相当広い範囲で行う必要があるのではないだろうかという思いも今じわじわとわいてきておるところでございます。

意識の改革は、与えられてするものではなくて、置かれた環境によって生まれてくるものもかなりあるはずであります。そのような機会をふやす、範囲を広げていくということを今後努めてまいりたいと、そのように考えております。

運転業務委託については、私が今乗せてもらっている車は、あれはよその車です。むつ市のハイヤー組合ですか、組合長さんがおっしゃっておりますので、そちらで用意してくださった車に乗せてもらっております。まず、隼より始めよという言葉がありますが、そういうことで、今試みに一番先に私の乗せてもらっている車がアウトソーシ

ング、外部委託という形になっております。その他の車についても、ただ運転技能職という職種があって、そこに職員が何人が現在まだ残っております。特に合併によって運転技能職の数がふえました。これらの人々からただちに仕事を取ってしまうということはできませんし、そういう、私は実はむつ市の中においては、技能職の人たちを一般職になれるように努力をしてくれという要請をして、何人が行政職に進んだ人もいます。現在合併した状態の中では、一般行政職に進める可能性がある人もいるのかもわかりません。でも、まだその試みはやっておりません。そういう状況も判断の一つの材料にしなければなりませんから、ただちに外部に委託するということによって、働く場を取ってしまうことは地方公務員法の建前上、これは難しいことであります。そういう気配りもしながら、できるだけ外部に委託をしていく機会をふやしていくという考えは持っております。今現在旧むつ市でやっておりますのは、南通り地区の統合した小学校をプラスして中学校へのバスの運行を下北交通に委託いたしております。この最も進んだケースが東通村でございまして、スクールバスの委託が大変多いのであります。ただ、新しく誕生したむつ市には、まだスクールバスとして購入をしたものもございまして、福祉バスに限らず、いろんな目的のための車があるわけですが、そういうものを合理的に統合して外部委託をするという方向で取り組んでいるということはお理解をお願いしたいと、そう思っております。可能な限り早い時期に実現をさせていく考えであるということは慶長議員と同じでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 第1項目の職員の意識改革でございます。これは、非常に面倒な問題でございまして、ただちに取り入れていくということでは

きないと思いますが、何といたしても私は、この合併が成功するもしないも、職員の意識の改革があると、そう思っておりますし、この合併の最大のメリットはここにあると、そう考えております。この職員の意識改革さえできれば、あとの問題はおのずからそれぞれ解決されていくものと、そう考えておりますので、市長にもそれなりの決意と覚悟があって進めていくということでございますが、今後毎年この職員の意識改革については検証をしていかなければならないと、そういう感じをしております。今後ともその方向で努力をしていただきたいと思っております。

それから、福祉バスの運転業務についてでございますが、いろいろと職員の配置の問題、それらもありますので、大体今基本的には委託の方法で考えているけれども、職員の配置の問題でなかなかすぐはできないようでございます。それは、理解いたします。できるだけ早い機会に委託をするように、そういたしますと、非常に効率的な福祉バスの運行もできますし、それから経費も相当節減できるはずでございます。一石二鳥になるわけでございます。

そこで、この福祉バスにつきまして、一つ確認をしておきたいと思っております。ことしは、いろいろと担当の特別な配慮によりまして、相当柔軟に対応しているようでございますが、何か来年はこれと違うのだと、従来のあり方に戻るかもしれないと。ということは、具体的に申し上げますと、あるいは1泊がだめだとか、あるいは使用内容によっては許可できないようなこともあるかもしれないと、こういうふうなことも感じているわけでございますが、委託が今すぐ無理だとするならば、来年度以降もことしのような特別な配慮をして、この福祉バスの運行をしていただきたいと、この点について確認をしておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 実は、バス事業を営んでいる会社は、市内にかなりの数があります。我々の頭に浮かぶのは下北交通とJRバスでありますけれども、川内、脇野沢、大畑それぞれバス事業をやっている方がいらっしゃるのです。ですから、今どこの会社のこととは申し上げにくいのでありますけれども、ただ委託をしてもらうよりも、うちで持っている車を使った方が安くつきますよというお話は伺っておりますので、それらも含めて改善はしていくつもりであります。改悪にならないように新しい手法を取り入れることはあるということで、利用される方々の不便性が増すようなことにはならないような方向で取り組んでまいるのでございまして、ご理解を願っておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 大畑の例を申し上げますと、運転業務を委託したわけですが、非常に経費も節減になります。なお、運転業務ばかりでなく車両の管理、維持、いわゆる修理とか通常の点検、それらも全部委託したわけですが、非常にうまくいっております。もちろん土、日でも1泊でも全部使用できたわけですが、そういうことではありますので、そういうことを受けられるようなやっぱり業者の選定が必要かと思っております。

はっきり市長の口から、来年度もことと同じような特別な配慮をするということは出ませんでしたけれども、余りまたこの問題について突っ込むのもいかと思いますけれども、ひとつ来年度もことと同じように、運転業務委託ができるまでの間特別な配慮をして、できるだけ住民のニーズにこたえていただきたいと、こう思うわけですが、

職員の意識改革については、先ほども申し上げましたとおり、これは長い時間のかかる問題であ

り、私たちは合併の基本的な一番大事な問題であろうと、そう思っているわけでございます。

最後に、市長職は大変なハードな職務であり、また孤独なものであると推察しております。どうか杉山市長には、今まで以上に健康に留意されるよう祈念して、質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、慶長徳造議員の質問を終わります。

1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。14番鎌田ちよ子議員。

（14番 鎌田ちよ子議員登壇）

○14番（鎌田ちよ子） 公明党、清風公明クラブの鎌田ちよ子です。新むつ市として初めての第184回定例会におきまして質問の機会をいただき感謝申し上げます。

3月14日の新むつ市誕生から、はや4カ月が経過しようとしています。合併そのものが大事業であり、行政として新たなまちづくりの取り組み方に模索している状況も見受けられ、旧町村の方々は何となく新むつ市民になり切れない戸惑いも見られます。このまちの将来をもっと住みよく、魅力あるまちにしていきたい、これは全市民の願いです。市長並びに理事者の皆様には、市民の意見を大切に、市民の知恵と力が発揮される市政をお願いいたします。

むつ市議会第182回定例会、「街づくりについて」の中の項目、職員の意識改革の取り組みとして、

さわやかな印象と信頼を覚える名札の携帯をしていただきたいと質問いたしました。新市となりまして、市の職員全員が顔写真入りの名札を携帯されております。大変見やすく覚えやすい、顔が見える行政に変わったと市民の方からの声がありました。市長部局の皆様には新年度より早速取り組んでいただき、大変ありがとうございました。

それでは、通告の順序に従い一般質問させていただきます。

第1の質問は、女性政策についてお伺いいたします。本年3月3日、むつ市女性団体連絡協議会主催の「平成16年度女性の集い」に参加いたしました。団体の代表による活動発表、アメリカサンフランシスコ研修に参加された4名によります報告会、そして男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会会長の講演と、充実した内容で学ぶことが多くあり、感動いたしました。

ところで、男女共同参画とは、男性や障害者にとっても生活しやすい、地域参加しやすい社会をつくること、今問題となっている少子対策社会とは車の両輪であり、欧州では参画が進むほど出生率が上がっています。そして、女性の社会進出が加速するにつれて、男女共同参画という言葉も定着してまいりました。本県は、青森県男女共同参画センターを中心に全国をリードした活動を展開しております。むつ市としては、平成14年、むつ市男女共同参画推進基本計画「むつみあいプラン」を策定、実施期間を平成16年から20年までの5年間に定め、推進されているところです。

そこで市長にご所見をお伺いいたします。

1として、本市として実施してきた事業の進みをお示してください。

2として、事業を総括した課題と今後の対応をお示してください。

第2の質問は、高齢者介護と障害者福祉についてお伺いいたします。一新聞に「あおもりの未来

紡いで 生きる 認知症と向き合う」と題した記事が連載され、以前の私自身と重なり胸が苦しくなりました。20代、子育てと稼業の手伝いをしながら認知症で苦しむ主人の母の介護をしましたが、介護保険や現在のような知識、医療の体制もなく、無我夢中で過ごしたように思います。そして、現在両親が高齢になり、急な状態変化がないかと日々心配しながら日常生活を見守っています。

厚生労働省の2002年度の推計では、何らかの介護支援を必要とする認知症のある高齢者は約149万人、ほとんどが脳細胞萎縮による進行性のアルツハイマー型か脳梗塞や脳出血により脳細胞が破壊されて起こる脳血管性の認知症、だれにも必ず訪れる老い、高齢化の進展とともに認知症の高齢者が急速にふえているとの報告がありました。このようなことから、社会的な介護保障の体制を安心できるものに整えていくことはますます重要な課題となりました。

ところで、介護保険制度改革は、2000年4月施行後初めての見直しで次のようになります。1、新予防給付と地域支援事業を2006年度から導入、2、施設の居住費、食費は本年10月から原則自己負担、3、地域での生活を支えるサービスと地域包括支援センターを創設、4、40から64歳の末期がん患者を給付対象に追加、5、事業者の指定とケアマネジャー資格に更新制、6、介護事業者にサービス情報開示を義務づけ、7、事業者の調査など市町村の権限を強化、8、被保険者受給者の対象拡大は2006年度末までに結論を得るよう検討。このところ介護保険制度、支援費制度、障害者福祉施策の見直しが大きく報道され、利用者の方々はあすからの生活が変わってしまうのではないかと大変心配されておられます。

ところで、今回の介護保険見直しは、新たなサービス体系の確立を目指し、地域密着型サービス

を創設することで利用が市町村の圏域内にとどまるサービスであり、市町村長が事業者の指定、指導監督を行い、報酬設定も市町村の裁量を拡大する方向で検討するとしています。そこで、市長にご所見をお伺いいたします。

1、国の見直しに対する本市の実態と見解について。

2、高齢者介護と障害者福祉の充実について。

第3の質問は、児童・生徒の安心安全対策についてお伺いいたします。2001年の池田小学校の事件以来、各地で子供の安全確保へ向けた取り組みが活発になっています。しかし、不審者などが侵入して児童に被害を及ぼすおそれがあった事件は、警察庁によりますと、昨年だけでも19件発生しております。本年2月14日、大阪府寝屋川小学校では、教職員が殺傷されるという痛ましい事件が起きました。また、登下校時に子供が襲われるなど、児童・生徒を取り巻く犯罪が相次ぎ、子供の安全が脅かされています。

5月12日、私の住んでいる学区内で女子中学生が下校途中に声がけ事案、連れ去り未遂とも言われております、このようなことがあり、危うく大事には至らなかったと聞き安堵いたしました。市の発展にも伴い、市内を通過する車の量は年々増加傾向にある中で、今まで安心して通学していた場所が非常に危険な箇所へと変わってきている現状があります。また、最近の新聞報道される事件では、幼い子供の命が目を覆いたくなるような状況で奪われています。私は、昨年むつ市議会第179回定例会で児童・生徒の安全対策や防犯対策について質問と要望をいたしました。市長部局並びに教育委員会の皆様のご尽力で、本年4月、新1年生全員に防犯ブザーを配布、これは民間団体のご協力で実現、現在も寄贈された数に応じ、各学校に配布されております。

ところで、一昨年11月、東京都杉並区で下校途

中の小学6年生の女の子が外国人らしき男たちに連れ去られそうになり、持っていた防犯ブザーを鳴らし、傘で応戦するなど、大事に至らずに済んだという事件がありました。このようなことを教訓に全国各自治体においても、子供たちに対する安心安全の取り組みが積極的に行われております。大湊小学校では、学校と家庭が瞬時に情報を共有し、子供たちの安全を連携して守るため、保護者の携帯電話に緊急情報のメール発信を始めました。また、私は先日三沢市に行き、公用車による防犯パトロールの実態を視察させていただきました。三沢市では、昨年児童・生徒の連れ去り未遂事件が3件あったとのこと、本年3月より街頭パトロール中、「このステッカーです」、「安全安心のまちづくり 三沢市」と書かれた市職員による親しみやすいイラスト入りデザインのマグネットシートを40枚作成、20台の公用車に掲示、青色防犯灯も用意され、陸運局に申請中でした。公用車に乗る職員は、庁舎と外出先の移動を通し、市民に防犯意識を持たせる取り組みを実施しております。三沢市民生部職員の方のお話では、要件が済み、帰りは時間の許す限り学校のそばを通過する際には一周して庁舎に戻るようになっていますと語られていました。子供たちの安心安全はもちろんのこと、社会の隅にひっそり暮らしている独居老人の皆様の存在を私たちは見落としてはいいのでしょうか。昔のように強い地域力がなくなっている現在、日々衰えていく体力、そして孤独と不安に耐えながら頑張っておられる方々に対する安心にもつながります。

そこで、教育委員会委員長に児童・生徒の安心安全対策についてお伺いいたします。1、具体的な防犯対策の取り組みについて。2、通学路の安全対策について。

第4の質問は、市役所及び管内公共施設駐車場整備についてお伺いいたします。以前より市役所



の駐車場は狭く、所用で訪れる市民の方より午前中はいつ行っても車をとめるところがないと苦情が寄せられていました。本庁になってからは、特に深刻な問題になっています。旧町村の方が時間をかけ、ようやく市役所に着き、車をとめるところを探すのに、また一苦労だと嘆いています。職員駐車場と一般駐車場の区別もはっきりわからない状況であり、以前のむつ総合病院駐車場を思い出します。

現在むつ総合病院は、隣接の借地利用で職員の駐車料金を月額1,000円とし、運営されているとお聞きいたしました。また、県内の市役所駐車場についても、黒石市は駐車場を利用する職員で組織している会が借地し、借地料及び諸経費を人数割して月額2,800円、本人負担以外の市庁舎駐車場は職員の使用は認めていないとお聞きしています。基本的に職員には通勤手当が支給されており、駐車場はあくまでも本人が民間の駐車場を直接確保しているとお話です。

ところで、本庁駐車場ですが、職員と一般の区別がなく、とめるところがない車は、あいているスペースならどこにでもとめるという現状ではないでしょうか。現在職員の人数と来庁される方がますます増加しており、早急に対応しなければならない問題と認識いたします。市民の苦情に対し、関係する市長部局の方々は今までどのように対処してこられたのでしょうか。

次に、高齢者、障害者専用駐車場の整備についてであります。5月31日現在、むつ市の人口は6万7,581人です。むつ警察署によりますと、そのうち運転免許保有者は4万2,936人、さらに高齢者の運転免許保有者は65歳以上が3,509人、そして75歳以上の後期高齢者の保有者は1,042人おられ、その数は年々ふえ続けているということでした。ところで、もみじマークですが、道路交通法第71条第5号の4で、このマーク

を表示している車に対し、高齢ドライバーの保護義務が定められています。自動車の運転者は、危険を防止するため、やむを得ない場合を除いて、もみじマークをつけた普通乗用車に幅寄せしたり、直前への急な割り込みは禁止されており、反則金や罰金も定められています。私たちは、高齢ドライバーに対する思いやり運転を心がけなければなりません。自家用車を自分で運転している高齢者の方々は、積極的に社会参加し、行動的でアクティブな生き方をされておられますが、健全者用駐車場、普通のノーマルな駐車場には狭くて入れづらいと話をしてしています。今後の高齢社会を考え、これから新設される公共施設には身体障害者用駐車場スペースとともに高齢者用駐車場スペースを設置し、安心して駐車できるようにしていただきたいと思います。市役所及び管内公共施設駐車場整備について、1、現状をどう認識されますか。改善策を検討すべきではないでしょうか。2、公共施設における身体障害者用駐車場と高齢者用駐車場スペース設置について市長のご所見をお伺いいたします。

以上、全般にわたり、前向きな御答弁を期待いたします。演壇よりの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、女性政策についての1点目のむつ市として実施してきた事業の進みについてであります。男女共同参画の総合的な推進を図るため、企画調整機能が発揮できる担当室を平成13年4月に企画部企画課内に男女共同参画室として設置し、男女共同参画社会の実現に向けてスタートいたしましたのはご存じのとおりであります。平成13年度には、市役所内にむつ市男女共同参画推進検討

委員会を設置し、また平成14年度にはむつ市で初めての公募委員を含めた市民で組織するむつ市男女共同参画推進懇話会が設置され、基本計画、むつ市男女共同参画推進計画「むつみあいプラン」を策定いたしました。さらに、基本計画に基づいて具体的に施策、事業等を推進するための実施計画案を検討委員会で作成し、懇話会で検討のうえ、平成15年度にむつ市男女共同参画推進実施計画を策定いたしましたところであります。また、男女共同参画社会推進についてのご理解をいただくため、市政だより、エフエム放送等でのお知らせ、ホームページでの情報の提供と意見募集、フォーラムやオープンカレッジの開催、女性団体との意見交換などを行ってまいりました。今後さらにPRや意見交換の機会を設けていきたいと思っております。

次に、課題とその対応についてであります。旧町村においては男女共同参画についての理解に地域により多少の温度差があり、合併を機に、今年度はその差をなくする努力をしたいと考えております。差し当たっての計画といたしましては、青森県のオープンカレッジを川内地区で開催することとし、川内町婦人団体連絡協議会の方々を中心となって、現在開催に向け準備をしているところであります。さらに、大畑地区、脇野沢地区へも働きかけをし、男女共同参画社会の推進を図っていききたいと考えております。それに伴いまして、平成15年度に策定したむつ市男女共同参画推進実施計画は、むつ地区を対象としたものであることから、今後随時修正をしていかなければならないと考えております。

以上、鎌田議員のご質問にお答えさせていただきましたが、男女共同参画社会の実現には、地道で息の長い取り組みが必要であると考えておりますので、議員各位を初め市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者介護と障害者福祉についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、国の見直しに対する本市の実態と見解についてであります。鎌田議員お話しのとおり、去る6月22日に国会において介護保険法等の一部を改正する法律案が成立いたしました。改正の概要について、特に主立った特徴を申し上げますと、まず一つ目として、介護予防サービスが新設されました。これは、要介護度の軽い人を対象に運動などのプログラムを実施し、介護予防を行うものであります。

二つ目に、市町村に地域包括支援センターを新設し、介護予防のケアマネジメントを行うほか、さまざまな相談の窓口となります。

三つ目として、在宅と施設の間でサービス利用者の負担を公平にするため、施設の居住費、食費が原則自己負担となります。その他地域密着型サービスの創設やサービスの質の確保、向上のための施策が行われます。

当市における介護保険の状況につきましては、平成17年5月末現在で第1号被保険者数が1万4,212人、要介護認定者数が2,489人となっており、このうち要支援が433人、要介護1が795人となっております。今回の見直しでは、これまでの要介護1と認定されていた方のうち、筋力トレーニングや栄養改善により予防の効果が認められる場合には、介護認定審査会において要支援2と認定し、介護予防のためのサービスを給付することとなります。現在要介護1と認定される方の70から80%の方がこの対象になるものと思われれます。

新予防給付は、あくまでも利用者の選択が基本であり、強制されるものではありませんし、既存のサービスである訪問介護、デイサービス等につきましても、適切なケアマネジメントに基づいて提供されることとなっております。当市では、既に地域の包括ケアを推進するため、制度を先取りする形で今年度より保険福祉部にケアマネジャ

一、保健師を配置し、地域包括支援センターを創設する準備を進めておるところであります。

施設給付の見直しでは、在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費及び通所系サービスの食費が保険給付費の対象外とされました。厚生労働省の試算によりますと、基準となります新第4段階で3万円程度、第3段階の方で1万5,000円程度の増額となりますが、第1段階、第2段階の方につきましては、現在と同程度の負担額となっており、低所得者については入所者の負担が過重とならないようになっております。

また、要介護者の住みなれた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として地域密着型サービスが創設されました。これは、市町村がサービス事業者の指定、指導監督権限を有し、原則として当該市町村の被保険者のみがサービスを利用することができるものであります。市町村は、生活圏域を定め、その生活圏域ごとに必要整備量を介護保険事業計画に定め、これを超える場合には、指定を拒否できることとなっております。当市の生活圏域については、合併した事情もあるため、地域性を考慮しながら設定する必要があるものと考えております。

介護報酬については、国が定める報酬の水準を上限として、地域の実情に応じた設定ができることとなっておりますので、利用者負担と事業所の経営等のバランスを見ながら検討してまいりたいと思っております。

地域密着型サービスの整備につきましても、今年度策定します介護保険事業計画の中で策定委員の皆様のご意見をよくお聞きし、計画に反映してまいりたいと考えております。

介護保険制度は、施行後、制度の浸透と高齢者

の増加により利用者及び保険給付費が伸び続けており、それに伴い、介護保険料も増額せざるを得ない状況となっております。制度を持続可能とするためには、見直しを行うことが必要であり、当市においてもこの見直しを機にさらに介護サービスの充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、障害者制度の見直しについてであります。国ではこれまでの措置制度を改め、平成15年度より支援費制度を実施してまいりました。しかしながら、この支援費制度につきましても、需要が国の試算を上回るなど、早くも行き詰まり、今年度より障害者自立支援法に基づく新たな制度への移行が予定されておるところであります。この障害者自立支援法では、これまで障害者種別ごとに異なる法律に基づいて実施しておりました福祉サービス、公費負担などが共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが創設され、国・県の負担の明確化など、一定の評価は得ているようであります。しかしながら、障害者などが福祉サービスを利用する場合には、1割の自己負担が設定されるなど、所得の低い方々の負担は避けられない状況にもなっております。このため障害者に対する福祉サービスについては、障害者自身や家族のこととしてではなく、もっと身近なものとして国民全体としての取り組みが必要ではないかと思っております。いずれにいたしましても、現在国会で審議中でもありますので、今後の動向に注目し、積極的に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢者介護と障害者福祉の充実についてのご質問にお答えいたします。まず、高齢者介護についてであります。老人福祉法及び介護保険法の規定に準じ、各市町村において老人保健計画、介護保険事業計画は5年を1期として3年ごとの見直しが義務づけられております。今年度は、そ

の準備段階といたしまして、平成18年度から平成20年度までの「第3期むつ市介護保険事業計画」を策定することといたしております。その内容につきましては、平成15年度から平成17年度までの第2期事業計画の実績をもとに計画の評価を分析し、高齢者の現状や課題を踏まえ、「健やかで生きがいのあるまちづくり」の実現のための具体的な方針等を策定する計画であります。

策定に当たっての基本的な考え方といたしましては、平成17年3月に生まれた新むつ市として行政区域も広範囲に拡大された地域の実情に即した有効な介護予防のあり方や質の高い介護サービスの提供等が当然求められるものと考えられますことから、保健福祉両面からのサービスや地域ケアの支援を得て、高齢者の身体的、精神的状況や世帯の状況を把握いたしまして、地域間の連携を保持し、在宅支援体制づくりの確立や訪問活動の徹底を図るとともに、介護予防に対する地域での支え合い、域外の活動等各種事業をさらに充実すべきものと考えを新たにいたしております。

また、被保険者及び保険給付対象者の制限、保険給付内容の是正、保険料負担のあり方等についても十分吟味いたしまして、市民の方々のご理解をいただき、手厚い福祉事業が実現するよう努力すべきものと認識いたしております。いずれにいたしましても、今国会で成立されました介護保険法等の一部改正によってもたらされるメリット、デメリット等を精査いたしまして、あくまでも高齢者の基本認識、理念であります自立支援、尊厳の保持を基本としつつ事業計画を策定したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、障害者福祉と充実についてであります。特に精神障害者においては、これまで県内でもむつ下北地区だけが国・県の精神障害者に対する社会復帰のための施設は未整備であり、家族の受け入れ態勢などが不十分であることから、多くの精

神障害者が長期入院を余儀なくされておりました。そのため、病院と社会の中間にあって、精神障害者の社会復帰を専門的に行う施設の必要性が以前から叫ばれておりましたが、このたび念願がかない、平成17年4月、精神障害者生活訓練施設「ハートランドさくら」がむつ市赤川地区に開設しております。今回は、精神障害者生活訓練施設としてスタートいたしましたが、今後は精神障害者地域生活支援センターも建設予定と伺っておりますので、精神障害者の社会復帰に向けて大いに期待しております。市といたしましては、これら施設の整備に伴い、一步一步障害者の要望にこたえてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

児童・生徒の安心安全対策につきましては、教育委員会からお答えがあります。

次に、市役所及び管内公共施設駐車場整備についてのご質問にお答えいたします。川内、大畑、脇野沢各地区の分庁舎及び公共施設における駐車場スペースにつきましては、混雑することなく利用されておりますので、市役所本庁舎を初め旧むつ市内の公共施設について現状を申し上げます。

主な公共施設の中央公民館、市立図書館、運動公園、スキー場における駐車場スペースは、各種行事、大会の開催時には困難を来しており、駐車場整理にも苦慮いたしております。特に市役所本庁舎の駐車場につきましては、合併による職員の人事異動により30台ほどの車両がふえていることから、来客用駐車スペースをより狭隘にしていることもあろうかと思えます。これまでの対応としては、職員の通勤距離2キロメートル以内のマイカー通勤の規制、また来客者が集中する時期には来客用駐車スペース確保のため、全職員へ周知しております。これらを解消するには、駐車場スペースを拡張することが一番有効な手段ですが、用地の確保はもとより、財政事情からも厳し

いものがあります。今後職員への規制の徹底を図るとともに、駐車場の拡大確保、来客用駐車スペースの表示についてどのような方法がよいのか検討してまいりたいと存じます。

次に、公共施設における身体障害者用駐車場と高齢者用駐車場スペース設置についてお答えいたします。限られた各公共施設の駐車場スペースにおいて、身体障害者用駐車スペースは市役所本庁舎においては正面玄関前に車いすマークを表示し、2台分の駐車スペースを設置しております。他の公共施設におきましても、中央公民館に1台、市立図書館に1台分を設置しております。また、高齢者用駐車スペースにつきましては、改めて表示はしてありませんが、身体障害者用駐車スペースを体調不良の方もあわせてご利用いただければと思います。今後新設される公共施設につきましては、身体障害者の円滑な利用を考慮するとともに、他の車や昇降のためのドア開閉寸法等を考慮し、高齢者に配慮した駐車場の設置を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 鎌田議員の児童・生徒の安心、安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目として、具体的な防犯対策の取り組みについてであります。議員ご指摘のとおり、全国各地で不審者による学校関係者が殺害されるなどの事件が多発しておりますこと、私ども教育委員会といたしましても、子供さんを持つ保護者の方々ともども大変憂慮いたしているところでございます。昨年度の当市において声かけ事案は4件となっておりますが、児童・生徒の安全を確保するために保護者の方々や地域の皆様方のご協力により、今年度は2件となっております。各小学校、中学校では、年間を通して火災、地震時の想

定と不審者への対応の避難訓練を実施しているところであります。

不審者への対応の避難訓練に関しましては、昨年度から実施する学校がふえ、むつ警察署員を招いて不審者が教室に侵入した場合の対応や、「さすまた」を使用しての教職員を対象とした訓練も実施しております。また、各小学校、中学校のPTAと地区内の連合PTAによる長期休業中のパトロールの実施や週末と長期休業中に少年指導員、例えば青少年健全育成推進員、民生委員、保護司の方々、むつ地区女性会、連合PTA、小学校、中学校、高等学校職員等によるパトロールも実施するなど、今後も児童・生徒の安全確保には最善を尽くしてまいりたいと思っております。

また、最近の情報化の中で携帯電話を利用した防犯、防災システムが話題となっておりますが、教育委員会といたしましても、携帯電話の利用による防犯の効果が高いものと認められることから、学校、保護者に対し、このシステム導入を検討していただくよう呼びかける予定でありますこともつけ加えさせていただきたいと思っております。

さらに、今年度から県の事業ではありますが、子供安全サポート推進モデル事業の指定校として、市内3校、苫生小学校、正津川小学校、大平中学校が指定され、地域ぐるみで児童・生徒の安全体制を整備していくことになっており、これらの指定校の取り組みを市内の各校へ今後広げていきたいと考えております。

次に、第2点目の通学路の安全対策についてであります。各小学校、中学校には年度当初に通学上の安全面を考えた要望等を提出してもらい、横断歩道設置や街灯の設置等について協議し、できるだけ前向きに検討し、努力しているところであります。交通安全指導や不審者による声かけ事案等の防止のため、各小学校、中学校職員やPTAによる登校時や下校時のパトロールを実施してお

ります。また、児童・生徒の非行及び犯罪被害を防止し、その健全な育成を図る目的でむつ警察署とむつ市教育委員会がことしの4月12日に児童・生徒支援ネット、HOP（ハート・オブ・パートナーシップ）に関する協定書を取り交わし、これまで以上に児童・生徒の安全確保及び健全育成のための連携強化を図ることといたしております。この協定書に基づきパトロール等も実施され、このことにより通学路における不審者による声かけ等の防止が一層強化されるものと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

1番の質問ですが、市長は川内町で計画されているオープンカレッジのお話をされました。このオープンカレッジに向けてもそうなのですが、男女共同参画の実施計画の中に拠点施設の計画があります。この拠点施設の計画、参画センターの設置、サポートセンターの設置、これは女性政策を進めていくうえで最大の課題であると認識しております。この拠点施設に対する市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 男女共同参画社会推進のために女性の皆様が時間を気にせず集まって話し合い、活動できる施設の設置について、このことを拠点施設という表現を使ってご発言になったものと存じますが、その必要性については率直に十分認識をいたしております。必要性については認識をいたしております。

かねてから女性に限らずお年寄りや体に障害をお持ちの方々にも自由に使っていただける施設を建設したいという考えを申し述べてまいりました。しかしながら、財政環境が非常に悪化してまいりましたため、その夢の実現を先送りしなければ

ならなくなりました事情をご賢察をいただきたいと思っております。

さらに、この施設建設を現実の政策課題として取り上げ、実現させるには、合併し、新しい市となって日がまだ浅い現在、規模、複合させる施設、その種類、運営方法について女性団体、福祉団体、関係する諸団体の方々からの多様なご意見を拝聴する必要があるかと考えております。したがって、当面は公民館や図書館並びに下北文化会館あるいはコミュニティセンター等の既存の公共施設を有効に活用していただきたいと存じます。

また、当該施設の利用に関しましては、関係各機関との調整を図りながら、広い視野で、その利用方法を深く検討していかなければならないと考えております。さらに、市民の皆様や関係団体からもご意見を賜り、何とかよい方策を見出したいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（鎌田ちよ子） 拠点施設に関しては、一日も早い設置をしていただくようお願いいたします。

次に、介護の方の問題で地域包括支援センターについて先ほどご答弁いただきましたが、本市では既に制度を先取りする形で準備に入っているとお答えいただきました。同センターの基本機能としては、総合的な相談窓口機能として、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応など権利擁護を含む、また介護予防マネジメント、新予防給付のマネジメントを含む、そして包括的、継続的マネジメント、介護サービスのみならず、介護以外のさまざまな生活支援を含むとあります。ケアの提供に当たっては、介護保険制度における介護サービスだけでなく、医療ニーズやさまざまな生活援助サービス、さらにボランティアや地域住民などに

よるインフォーマルなサービスなど、高齢者のニーズに幅広く対応できるようにしていくのが目標となっております。

ところで、先日の新聞にむつ下北地域の医療の質と向上、地域住民の健康増進を図るため、下北医療研究会が発足し、会長に小川むつ総合病院院長、副会長に榊田むつ下北医師会会長と田中川内病院院長が就任され、多角的な活動を展開していかれるとの報道がありました。医療の現場では、このようにスタートいたしました。

福祉と介護の現場も在宅ケアとして、夜間、緊急時の対応を含めた365日、24時間の安全を提供できる体制整備に努力していただきたいと思えます。

そして、現在のケア会議は、それぞれ個別に開催されているとお聞きしております。今後高齢に伴い、重複障害になられる方が多く見受けられると思います。このようなことから、福祉と介護の現場でお仕事をされている方が一堂に会した機会をつくり、さまざまな角度から研修し、またともどもに学んでいくこと、これが地域の課題解決につながるのではないかと思います。このことについて市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

在宅ケアサービス、それとケア会議の再質問というふうに承りましたけれども、まず在宅ケアサービスの対応ということですが、当サービスの一連の事業等をむつ市社会福祉協議会、そして地域型在宅介護支援センター等に委託しまして、利用者に提供をいたしているという状況でございます。特に在宅高齢者の急病、さらには災害等により安否の確認とか緊急時に対する対応策としては、現在救急通報体制整備事業を実施いたしております。また地域型在宅介護支援センター8事業所で24時間の相談業務を取り入れてございま

す。今後は、多様化するニーズにさらに内容の充実等も必要と考えてございますので、さらなる体制の整備に努めてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、ケア会議の充実ということになりますけれども、これにつきましては、むつ市在宅介護支援センター運営事業規則に基づきましてケア会議を設置しております。自立生活を確保するための介護予防、生活支援体制を図り、保健、医療、福祉等に携わる方々28名で構成してございます。そして、旧4市町村のそれぞれの地区で高齢者の方々を対象に予防サービスや地域ケアの総合調整のための会議を開催している状況でございます。

高齢者の方々が住みなれた地域で生活を営むためにも、保健、医療、福祉の総合的なサービスの提供というのは、これは必要不可欠ということでございまして、在宅で自立し、健やかな生活を送る高齢者、さらには地域介護を必要とする住民を支援する第一線の機関として担うケア会議の果たす役割というのは極めて重要であるというふうに考えてございますので、今後のケア会議のあり方といたしましても、介護保険のみならず、医療、保健等さまざまな社会支援サービス機関、団体とのかかわりを持ち、介護、障害福祉の知識の向上を図るうえで相互間での共通理解を得ることは極めて重要であるというふうに認識してございますので、鎌田議員ご提言の地域課題解決のために本会議の設置目的に沿った合同でのケア会議開催を今後は実施してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（鎌田ちよ子） ケア会議の充実をよろしく願います。

そして、4番目に質問いたしました駐車場の問題ですが、私たち議会も月曜日開催することがあります。週初めの月曜日は、市役所本庁も来庁される方が多く、駐車場は大変混雑していると思います。また、今後冬期間のこと等も考え、先ほど財政の問題も伺い、よく理解しておりますが、そのことも踏まえまして、新たな駐車場ができるまで、現在月曜日は定休日のため閉めております下北文化会館駐車場を開放してはいただけないでしょうか。

それと、次に要望ですが、職員の皆様の駐車場は、特に決まっていないとお聞きしています。今回の合併による異動で旧町村から通勤されている職員の方、そしてまた先ほどキロ数に合わせて決められているとの答弁がありましたが、通勤時間を要する方には特段の配慮をし、駐車スペースを確保していただき、そして出勤されて、安心して仕事につけるような、そういう体制をしていただけないでしょうか。これは、このたび合併によってやむなく長い通勤時間をとらなければいけなくなった職員の方々に対して、旧むつ市の職員の方々の温かい気持ちがあって、慶長議員がお話しされたように、意識改革の取り組みの一環にもなるのではないかなど。職員の皆さん、そして私たちも力を合わせて新たなまちづくりということで要望いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 下北文化会館の駐車場が月曜日使わせていないかどうか、よくわかりませんが、看板は出しております。駐車した車にトラブルが発生しても責任とりませんと書いていますから、開放することには大して問題はないと、そう思いますので、下北文化会館の館長に話をしておきます。

その余については、総務部長がお答えいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

先ほど2キロ以内の職員の車の規制と申しましたけれども、この徹底を図れば、駐車場を確保できるのではないかと、そう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

2時55分まで暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時56分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱田栄子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。53番濱田栄子議員。

（53番 濱田栄子議員登壇）

○53番（濱田栄子） むつ市議会第184回定例会に当たり、通告に従いましてご質問いたします。

その前に、市長におかれましては、6月26日に大畑魚市場において行われました第12回海峡サーモン祭にご来場いただきましてありがとうございました。関係者の一員としてお礼申し上げます。サーモン養殖事業も厳しい経営を強いられておりますが、何とか地域振興の一翼を担いたいと皆頑張っているところでございます。行政におかれましては、さまざまな場面でのご支援をお願いしたいと思います。

また、大畑町では沿岸漁業が活発に行われております。伝統的な漁法であります定置網漁を初め底建て網、ウニかご、マス、ソイ、ヒラメ等の一本釣り、アワビ、ワカメ、昆布漁など多様な漁業が営まれております。例年であれば、あと2週間



もすれば一気に海峡にスルメイカが入り、イカ漁の最盛期が始まり、浜は一段と活気のある季節となります。ことしも豊漁を期待するところではございますが、年々漁獲量の減少が漁業者の経営を苦しめているのが現状であります。

最近森と海のきずなということが重要視されてきております。日本では、森は海の恋人という言葉が使われておりますが、この言葉は宮城県気仙沼カキ養殖漁民が気仙沼湾に注ぐ大川上流に植樹運動を起こしたとき、運動の指導者であった畠山氏が名づけたものだと聞いております。また、ヨーロッパにおいては、森は海の母親とまで言われているそうです。豊かな森林が豊かな漁場をはぐくむという森と海の密接な関係は、今ではほとんどの方々が知り得る事実となりました。けれども、この下北半島においても、明治時代、既にその認識が確立されていた地域があります。尻屋崎灯台の傍らに立つ石碑の文面からすると、明治政府による無計画な伐採が漁業に深刻な影響を及ぼしたことを認識した地域住民が森林復興の必要性を強く求めていたことがわかります。磯焼けの原因は、森林が荒廃すると海藻の光合成に必要な鉄分の補給が途絶えるためであるなど、具体的な説を持っていたかは別として、森と海のきずなを後世の人たちに伝えるために建立された石碑ではないかと思われます。また、末尾には、美林をつくり上げた結果、漁業は自ら往時のごとく復興して、尻屋部落の構成の基礎ができたと記してあります。少し前置きが長くなりました。本題に入ります。

1点目林業政策についてであります。旧林業基本法は、昭和39年、その当時における社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が国林業の向かうべき道筋を明らかにするものとして制定されました。その後37年が経過し、旧基本法が時代の変化に合わない面が見られ、改正となりました。新基本法においては、森林に求められる機能は木材生

産機能重視から水源の涵養、森林は水を蓄える天然のダムでございます。国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用等多面的機能が求められております。このことを踏まえ、森林の保全、育成事業がふえていることと思われます。森林面積が大部分を占める新むつ市において、林業政策は地域経済にとっても大きく左右するものと思われます。

また、林業基本法を踏まえて、行政として森林の保全と再生、雇用の場の拡大についてどのように取り組んできたかお知らせください。また、下北森林管理署の新市における林業行政がどのように変化があったのか、ご確認している部分がございますしたらお願いいたします。

2点目の語学力の強化についてご質問いたします。経済は、今世界規模で回り始めました。好むと好まざるとにかかわらず、この傾向は続くものと思われます。小学校低学年の子供たちも10年、15年後には新市を担う立派な若者に成長していくことと思います。子育ての点で健全な精神と健康な体が一番であることはもちろんですが、あわせて次の時代を生き抜くための道具として、子供たちに中学校卒業までに日常会話のできる英会話力を身につけてほしいと思うところでございますが、これまで行ってきた内容について、また今後の取り組みについてお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 濱田議員のご質問にお答えいたしますが、今日国は京都議定書で定められました目標達成の一環として、平成14年12月に地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を策定し、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理保全、木材、木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり、吸収量の報告、検証体制の強化の五つの項目を柱に施策を展開しているところであります。こ

のような状況下でむつ市の森林は、市の総面積の約86%を占めており、そのうち約80%が国有林であります。国のみならず市の大切な資源として今後とも保全し、活用することが重大な責務であると認識しているところであります。

森林の保全対策について、青森県では攻めの農林水産業の重要施策として、山、川、海をつなぐ水循環システムの再生保全を掲げておりますが、この計画の中で水資源の再生保全のための取り組み方針として、当市の下北南流域と大畑川流域の取り組み方針が示されております。取り組みの基本的方向は、民有林については良質の水を供給する緑豊かな森づくりを実現するため森林環境の保全整備を進め、造林から下刈り、除間伐及び複層林の造成を推進する、また地域住民による植樹や育樹などの活動を通じて、息の長い住民活動として緑豊かなふるさとの森づくりを推進することとしております。

当市の森林保全対策としては、複層林造成に向けた植林や除間伐等の施業、地域住民の参加を得てヒバやブナの植樹や緑化推進協議会を通じて緑花木の植栽、また大畑地区では青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例による指定第1号として、大畑川流域を保全地域として指定し、国有林も取り込み、地域を一体的に保全するとした計画が進められております。

さらには、国有林内にはかけはしの森として地域住民一体となった植樹事業が大畑町林業振興対策協議会事業として10年間の計画で進められており、多くの市民の方々の参加を得ているところであります。また、国有林について、東北森林管理局では、下北流域国有林野事業流域管理推進アクションプログラムを策定し、国有林に対する地域の要望やニーズを的確に把握し、優先的に取り組むべき課題を絞り込んで重点的に実施することとしておりますことから、下北森林管理署と意見交

換会を開催し、地域の要望等について協議を重ねてまいりたいと考えておるところであります。このような事業活動等の展開から、むつ市の指定保安林は、平成14年1万3,979ヘクタールであったものが、平成16年には3万2,050ヘクタールと増加し、平成14年に比べますと約230%の1万8,071ヘクタールの増加となり、伐採や植栽の樹種の選択等に県知事の許可が必要とされる保安林の増加は森林の保全に欠くことのできないものであり、各地域では地道な活動、取り組みの成果であると思っております。

このようにこれまで計画や指針に基づき各地区で実施してきた事業や活動については、さらに検討を重ね、効率的な展開を図りたいと考えているところであります。

次に、雇用の場の拡大についての取り組みについてであります。既に述べましたとおり、森林の保全の重要性は十分に認識しているところであります。現在森林施業を取り巻く環境は、外国産材の輸入増加などによる価格低迷から非常に厳しく、造林補助金をなくしては林業経営が立ち行かない状況にあり、森林所有者による造林や除間伐等の保育作業が進んでおらず、このことが雇用の停滞にもつながっているものと思われまます。雇用対策として、緑の雇用対策事業が3年間にわたり実施されて、市としても市有林を実習の場として提供するなど事業の円滑な実施に努めてまいりましたが、この事業は本年度で終了となる予定であり、この事業にかかわる新しい対策が検討されているようですので、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

語学力の強化についてのお尋ねは、教育委員会からお答えがあります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 濱田議員の語学力の強化に

ついてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目としまして、語学力の強化について、これまで行ってきた内容についてであります。議員ご指摘のとおり、国際化に対応し、子供たちの将来の進学や就職のためにも、あるいは社会生活を営むうえにおきましても、今後語学力が重要視されることは言うまでもないことだと思っております。教育委員会といたしましても、これまでも毎日の1時間1時間の授業を大切にすることを第一義としながら、英語教育の充実に向けて取り組んでまいったところであります。

さらに、むつ市におきましては、アメリカ合衆国ワシントン州ポートエンジェルズ市と姉妹都市協定を結び、10年にわたって友情をはぐくんできたところであります。私どもといたしましても、中学生同士の交流が両市の友好親善に貢献するものと考え、ジュニア大使派遣事業を平成9年度から実施してまいってきているところでございます。今までに延べ90名を超える中学生ジュニア大使を派遣してきましたが、その経験を踏まえて、英語スピーチコンテストの全国大会に出場した生徒や、あるいは将来海外で活躍したいとの夢を持ち、今は大学生となって必死に努力している学生など、徐々にではありますけれども、その成果が見えてきているのも確かなことであります。

そのほかむつ国際交流協会MIRAとポートエンジェルズ市の半島国際交流協会、PIRAでございますが、PIRAとの交流においても毎年数多くの中学生、高校生が参加し、友好を深めてきているところでございます。

小学校における英語活動の実施は、平成10年度から始めたところでありますが、大湊小学校における2カ年間の研究委託の成果を踏まえて、現在では小学校専用の外国語指導助手ALTを導入し、むつ市のすべての小学校においてどの学級もどのクラスも年間4時間程度は楽しいゲーム、歌、

ダンスなどを通して英語に親しみ、簡単な日常会話ができるようになってきております。その成果を中学校での英語学習に生かし、さらに実践的な英語会話習熟に向け、全学級が年間20時間程度、生の英語を聞き、そして使えるよう外国語指導助手を配置してきたところであります。

次に、2点目の今後の取り組みについてですが、市町村合併に伴い、管下の学校数がふえたことから、外国語指導助手を4名に増員することを検討してまいりたいと考えております。また、中学校における英語の授業を改善するために、むつ市教育研修センター事業としまして、中学校英語授業づくり講座の開催や学力分析の結果を生かした教科等研究事業においても教員の指導力向上を図りたいと考えております。

ジュニア大使派遣事業についても、学校数がふえましたので、大使の数をふやすなど、多くの子供たちが体験できるよう各方面の理解を得ながら事業を充実させていきたいと考えております。

語学力の強化が21世紀を担う子供たちにとって非常に重要であると強く認識しておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） まず、林業政策については、国有林が多いため、どうしても森林管理署との交渉、話し合い等が多く持たなければならないと思っております。保安林等の指定もふえているようではございますが、ここに平成15年度のヒバの伐採量、ブナの伐採量のデータがございます。下北森林管理署内における状況でございます。1万5,075立方、ヒバ伐採量全国の29%でございます。ブナの伐採量は4,561立方、全国伐採量の24%、全国1位の伐採量でございます。地図の上で見ますと、下北半島は本当に小さい面積でございます。けれども、伐採量にすれば、全国数量の3分の1

の木材がどんどん生産されております。保安林の指定もふえているとの報告がありますけれども、やはり新市としてもっとしっかりと山の状況を把握し、今市長が京都議定書が発効されたことをお話しなさいましたけれども、その中には環境税等の、まだこれは、ことしは見送られましたけれども、来年、再来年度においては恐らく導入されるのではないかなと思います。その時期に三位一体改革などという、今私もよくわかりませんが、そういう地域をきちっと把握して取り組んでいただいて、雇用の場の拡大、再生のための林業ということに力を注いでいただきたいなと思います。

青森県の失業率、有効求人倍率、最低でございます。その中で、下北がまた最低の水準でございます。市長におかれましては、何とか仕事をつくりたいという厳しい財政状況の中で努力していることは私も本当に尊敬いたしたいと思っておりますけれども、やはり地方に住む私たちが何で生きていくかというのは、私毎朝下北半島の地図を見ております、新聞を見る前に地図を見て、我々の田舎で生きるスタイルは一体何だろうかと考えております。大畑には森あり、川あり、海あり、自然の恵みを受けて、70年代は私下北の経済を引っ張ってきたのは大畑ではないかなと自負しております。申しわけありません。地域の産業が外貨を稼いでくるのではないかなと思います。もちろん観光業もそうです。けれども、やはり外からお金が入ってこないと経済はなかなか活発には動いていかないのではないかなと思っております。旧むつ市中心街は、消費地として成り立っているのではないかなと思います。郡部の経済、地場産業を活発にしていって、それが下北を活発にしていって要因となるのではないかなと思っております。

そして、先ほど申し上げましたように、森と海の関係、もうこのことはここにいらっしゃるすべ

ての方も、そして多くの方の認識であります。本当に昔の人というのは賢いものでございます。私たちにきちっとしたこの教を残していってくれました。この尻屋の石碑は、昭和になってから建てられたものですが、明治の方たちの活動を記して、そしてその経過を見て建てたものと思われま。残された先人たちの教を私たちは心にとめて、何とかこの下北を元気にしていきたいなと思っております。

森と川と海の保全と創造の条例、これ県がつくりまして、絵にかいたもちのようなものでございました、実は。けれども、何とか大畑川の調査というものを依頼していただきまして、ではこれに魂を入れましょうということで、地域が一丸となって取り組みました。川は2級河川で県の管轄でやりますので、県は今定期的に水質の調査をしてくれております。その上の上流の森林にはなかなか国有林ということで踏み込めない事情もございましたが、平成10年度の林野庁の経営改善改革の中で3.8兆円ありました累積債務、2.8兆円を一般会計で賄っております。そして、残りまして1兆円に對しましても利子補給を一般会計から放出しております。このように私たちの税金がその中で使われておりますので、国民としての権利を主張してもいいのではないかなと思っております。

市長は、きのうの澤藤議員の一般質問の中で、林野庁の会計は別だからということをおっしゃいました。確かにそうではございます。でも私たちは、むつ市民であり、そして青森県民であり、日本国民でございます。国に生きるための要求をすることは何もはばかるべきものではないと思っております。また、私たちの地域の中にどっかりと林野庁が腰をおろしております。今この法律が変わって、本当に森林は守られる方へと転換されております。新市のリーダーとして6万7,000人の住民の期待を背負っている市長でございます。

何とかこの林野庁にも森林管理署にも、もとは営林署という名前でした、けれども今は管理署という名前に変わっております。管理をする方向でございます。そこのところをご理解いただき、さまざまな点で働きかけていただき、また現状を市としてきっちり把握していただきたいなと思います。

先ほど申しあげました条例は、青森県の森と川と海の保全と創造の条例、一言に申し上げますと、古きよき時代へ自然を返そうというものでございます。その中で再生しながら、何とかこの今高度成長期に変わってきた産業構造の変化を少しずつもとに戻し、再生のための、それから今生きるための仕事づくりに励んでいただきたいなと思います。

先般5月でしたか、恐山の下北交通定期バス開通記念式典で恐山に行っていました。その後展望台に登りましたが、その展望台までの経路が物すごく山が荒れておりました。倒木がもうたくさんありました。観光地といいながら、とてもがっかりしました。山が荒れていることは、何だか私たちの心が荒れているような気がして帰ってまいりました。何とか観光の地むつでもあります。その辺のところも早急に手配いただきますようお願いいたします。市長のご見解を問います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私の母親は今90歳、私の祖父は担当区という、明治の末から大正にかけての担当区なのです。帝室林野庁です。それだけこの地方の現在の国有林は国の大事な財産としてはぐくみ、育てられてきたと。先ほど林野特別会計のお話、国が元本を返済し、利子補給することになったというお話をされましたけれども、ただこの国有林野特別会計が厳しく使われていたころの精神構造からなかなか抜け出せないというのが国有林を今守っている方々の心情ではないかと、そう思

います。帝室林野庁と林野庁の違いは、そこら辺にあるのかなという気持ちもいたします。

今数字を伺って驚いたのでありますが、ヒバの伐採が25%を超えている、あるいはブナがそれに近い。ヒバの備蓄量というのは、今最盛期の10分の1以下なのです。それほど備蓄量が減っている中からそれだけのものが伐採されているという、いかに木を切り出すことに懸命の努力をしているか。つまりこれは借金があった時代の収入をふやすというための進め方にまだ依存していることだろうと、そう思います。ブナも一時、これは家具材として大変評判が高くて、私の記憶によりますと、昭和50年代にほとんど管内のブナは切り尽くされたはずだったのです。それがまだこれだけ生産量があるということは、長髪をやっていた人が5歩刈りになったようなものです。山はそれだけ厳しく責め立てているということではないでしょうか。

ここにこの環境税というものが取りざたされるようになってきました。環境税というのは、族議員にとっては大変おいしい税だそうです。だから、環境税にはなかなか手をつけられないという国の判断もあるようです。この環境税がまともに山に返ってくるのであれば、これは我々大歓迎しなければならない。しかし、そうではなくて、中間でうまい汁を吸う存在が出現しそうだ、直接山に還元されることにはなかなかかなりにくいではないかという、これぬれ手にアワの税なのです。こういうことをまず環境として考えます。

ただ、今雇用のことに強く触れておられますが、山林労働者の数が減っているという、これは山を守る、育林をするために非常に大きな、昔はそま夫という木を切る、それから木を植える、もちろんその中間の手入れもあったでしょうけれども、今いずれもが粗略にされている。環境税が誕生してこのような山林労働者を呼び込める魅力の

ある仕事になっていく必要があるだろうと。この議場には営林署に勤務された経験のある方々がたくさんいらっしゃいますので、あの方々がたった十数年前に忽然としたように姿を消してしまった、苗圃もやめてしまっている。育林をするための途中の人的能力がどんどん減っていった補充されていない。このあたりももう少し、我々の努力だけでは十分ではありませんけれども、県と共同し、全国的な山林所在地との共同が必要だろうと。昨日お答えしたようなことをこれから展開していかなければなりませんし、林活議員連盟をつくっていらっしゃるわけでありますから、議員各位のさらなるご健闘もお願いをしたい、そう考えるところであります。

ボランティアとして懸命にご努力なさっております濱田議員のご努力を多としながら、力を合わせて取り組んでいきたいという思いを述べまして、答えになりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 地域の現状を少し市長にお知らせいたします。

大畑町には、サスティナブルコミュニティ総合研究所という一つのNPOがございます。持続可能なまちづくりを研究しているところでございまして、さまざまな情報をストックしております。先般も話題に出たかもしれませんが、東京大学の先生方、また法政大学の先生方がよくいらしてありまして、勉強させていただいております。

また、先ほど市長、心配されました森林の作業員のお話でございますけれども、先般NPO主催で、もう一つNPOがございます、森林環境サポートというNPOでございます。大畑の失業者の方10名ほどでつくり上げたNPOでございまして、県の森林作業員の講習に募集いたしました。その中から緑の研修生として技術を磨き、また今はN

POとして立ち上げて植樹活動などをして働いております。先般NPO講演で作業員の講習会も行いました。40名の方が参加されまして、今技術を磨いております。地域の土壌は今でき上がっております。また、むつの方にもGEMBUというNPOが誕生しております。講師につかれている方は、日本の森の神様と言われるような方でございます。宮脇昭先生でしたでしょうか。それぞれの地域にそれぞれたくさんの方々がおります。ひとつ行政が支援といいますか、情報提供、また情報交換の場としてつなぎ合わせ、そして大きな形として地域を、森林を、また自然を再生する方向を探っていただきたいなと思います。市長のお気持ちは今十分お聞きしましたので、もう一度その組織づくりをどのようにお考えか、短目によろしいですので、ご答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご発言のとおり取り組んでまいります。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） ありがとうございます。ご期待申し上げます。

次に、教育委員会の方に少しお聞きいたします。語学力の方に十分力を入れておいでのようで安心いたしました。ただ、中学校卒業までには英会話ができるというようなはっきりとした目標を持っていたいただきたいなと思います。日常会話、今二言目には少子高齢化などという言葉が使われておりますが、10年、15年たった後の人口統計はどうなっているのでしょうか。今小学生が立派な大人になっております。その方たちが例えば会話がもう堪能にできる、そしてこれからは多種多様な高齢者の方たちがそろうのではないのでしょうか。

これから少子、少子と言われて、もしかすると学校の統合なども余儀なくされるかもしれません。そのようなときに空き校舎などを活用して語

学留学。今都会は恐らく東京近辺はもう暑くて大変な時期ではないかなと思います。そんな高額な年金をお持ちの方に、どうぞこの下北に、夏の間は語学留学にいらしてくださいと、そんなまちづくりもできるのではないかなと思います。これは、その時代の方たちが企画することではございますが、今そのことをこつこつと続けていったなら、また新たな時代には新たな発想、新たな下北半島ができていないかなと思いますので、教育長にもう一度その辺のところをお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 私どもが学生のころは、英語というのはもう中学校でなければできなかったものでございまして、小学生のころからA、B、Cを話しますと、何だ、あいつはというふうなことで、むしろ白い目で見られた感じがするわけですが、そういうことで英語も学校では耳というよりはむしろA、B、Cをまず最初に黒板に書いて、それを写すというのが我々の時代の英語だったわけございまして、中学校、高等学校、また大学を終えましても英語を話せない人類ということで、どうも今の英語教育は根本から間違っているのではないかというふうな指摘を絶えず受けてきたわけでありまして。私は、個人的にはそう日本の英語教育は間違ったものではないと思っ

ているわけですが、日本の全体的な傾向とすれば、もう話せない英語は英語ではないと、こんなふうなことで、ここ20年近くから小学校におきましても早期のやはり英語教育に着手する必要があると。もちろんそれに対して反対する方もあるわけございまして、むしろそれよりも日本語力が先だというふうな意見もいろいろあるわけで、昨今の小学生を持つ保護者に対するアンケートを見ましても、相当数の割合でやはり小学校の時点から英語教育をやってほしいというふうなの

が、特にここ一、二年顕著になっているような気がするわけでございます。先ほど申しましたように、私どもといたしましても、今までは小学校はどちらかというとなんか遊び程度というふうなことで、大畑地区で申し上げますと、昨年までは学校全体で1年間に3日ぐらいだと私は記憶しているわけですが、今度の8月からはどの学級にも年間4時間は少なくとも行けるような形で対応したいと、こんなふう考えているわけですが、ただそれだけでというわけではないと思いますけれども、せめても小学校の段階におきましては、我々の時代は目から習いましたけれども、今の子供は体で覚えるという、リズムとか音で体にしみ込ませるというふうな新しい英語教育に入ったと私は思っておりますので、それを踏まえて中学校ではさらに高度な会話力をつけると、高等学校でさらにつけていただくというふうなことになるかと思っております。

私どもは会話力をどういう形ではかるかというのは、なかなか難しいのでございまして、ちなみに日本でやっています実用英語技能検定資格というふうなものがあるわけですが、この6月の段階でございまして、むつ市に中学校は10校あるわけですが、10校を調べますと、要するに今の時点では中学校1年生と2年生のデータしか出てきていませんけれども、今の2年生というのは中学生のデータだと思っておりますが、約25%ぐらいが何級かの資格を取っています。今の3年生、すなわち2年生の段階では33%ぐらいの中学生が資格を取っていると。要するに英語検定というのは、7月と10月行われて、あとは4級、5級というのは1月なのでございまして、これが来年の1月ごろになりますと、1年生から3年生までが大体例年ですと半数ぐらいの生徒が級を取っているということでございまして、かつてから見ますと、相当数そういうことで級を取って

いるというふうなことで、レベルは上がってきているのではないかなと思っていますけれども、ただやはり世間並みになっているかとなると、なかなか比較しにくいのでございますが、我々なりに徐々に努力してまいりたいと、こんなふう考えております。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（瀧田栄子） 取り組んでいただけということで、もう本当に感謝しております。

まず、どうしても時間数をたくさん確保するのはなかなか難しいのではないかなと思います、徹底してやるのには。ですから、例えば映画等の活用もどうかと思います。映画の感動と英語と一緒に学んでいただく。今子供たちがなかなか感動を体験できないような時代になっております。何か大きな例えば行事等がありましたときには、皆で一緒に運動会やら文化祭などでは取り組んでおりますけれども、そのほかの学校行事において、スポーツをやっている方はまた別かもしれませんが、やっていない方もあります。ですから、映画を見た後の感動というのを恐らく皆様心の中に残っていらっしゃると思うのですけれども、言葉に言いあわせない感動を皆で共通していくという、そしてその中で語学も学ぶということもまた必要ではないかなと思います。異文化を勉強しながら、自分たちの生活もまた見直していく、そして、いい点、悪い点、幸せな点というのを子供たちに確認していただく。そんな教育もまた必要ではないかなと思います。

あわせて提案いたしまして、終わりいたします。どうもありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、瀧田栄子議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。7月4日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、7月4日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、7月2日、3日は休日のため休会とし、7月5日は毛馬内光雄議員、石田勝弘議員、中村正志議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。本日はこれで散会いたします。

午後 3時43分 散会